

中華人民共和国

日中友好環境保全センター・プロジェクト・フェーズII 実施協議調査団及び長期調査員報告書

平成8年2月
(1996年2月)



国際協力事業団
社会開発協力部

社協
UR
96-014

中華人民共和国 日中友好環境保全センター・プロジェクト・フェーズII 実施協議調査団及び長期調査員報告書

RY

中華人民共和国

日中友好環境保全センター・プロジェクト・フェーズII

実施協議調査団及び長期調査員報告書

平成8年2月

(1996年2月)

国際協力事業団

社会開発協力部



1132724(4)

序 文

日中友好環境保全センターは中国の急速な経済発展に伴う公害問題の解決に資するため、日中平和友好条約10周年記念事業として、わが国の無償資金協力によって建設された。同センターは本年5月に開所が予定されているが、国際協力事業団は1992年（平成4年）9月から3年間にわたりセンターの職員となるべき人材に必要な基礎技術を移転するためのプロジェクト方式技術協力を行った。

センターの完工に伴って、中国側は引き続き「日中友好環境保全センター・プロジェクト・フェーズⅡ」への協力を要請した。このため1995年（平成7年）5月には事前調査団が、同10月には長期調査員が派遣され、中国側と協力内容の協議を行ってきた。

今般、これらの調査結果を踏まえ、国際協力事業団は当事業団社会開発協力部部長 後藤洋を団長とする実施協議調査団を1996年（平成8年）1月10日から19日まで現地に派遣し、中国側政府関係者との最終協議に当たった。その結果、討議議事録(Record of Discussions: R/D)への署名を交わすに至り、1996年2月1日から5年間にわたるプロジェクト方式技術協力フェーズⅡが実施されることになった。

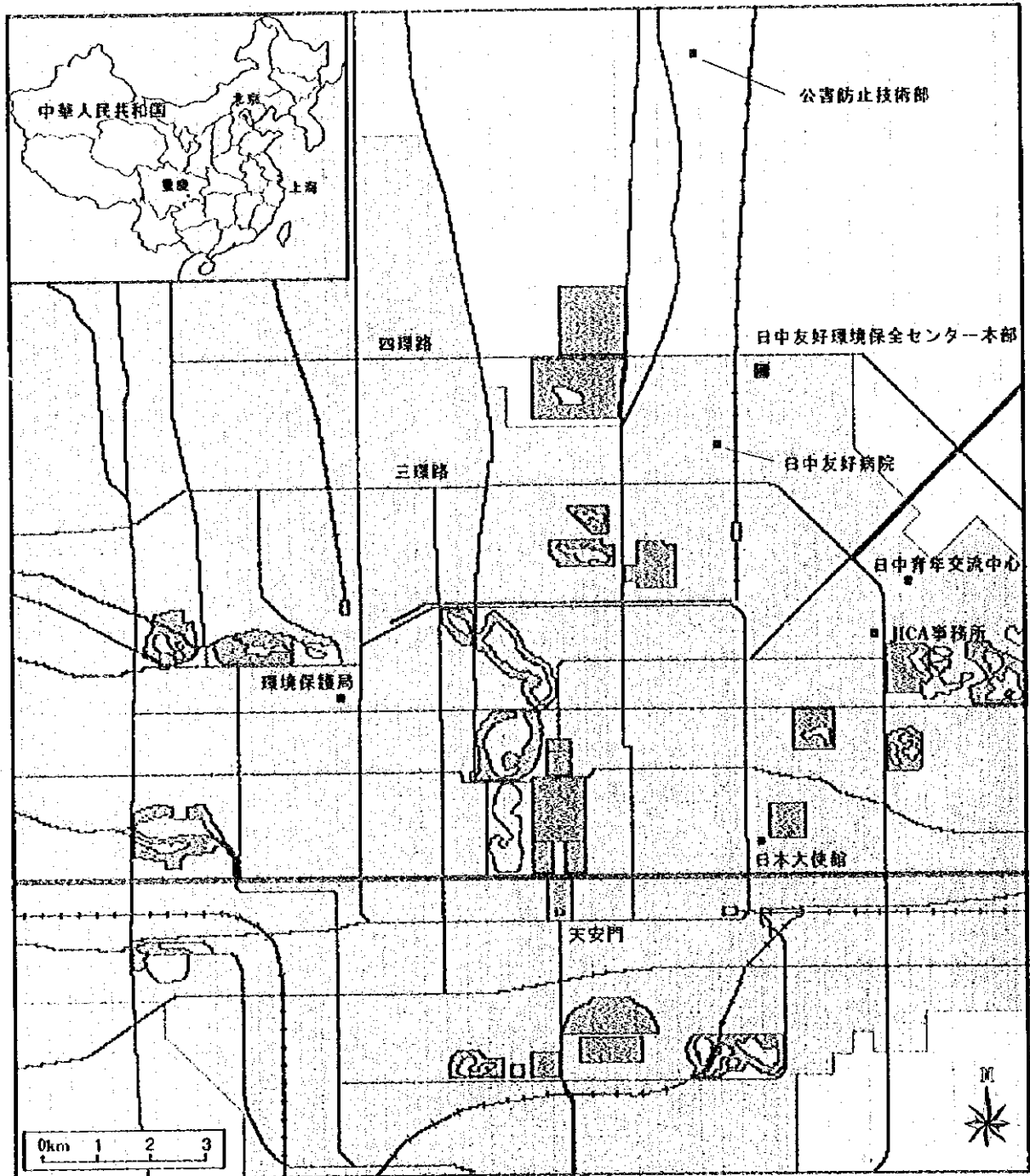
以下は同調査団と長期調査員の活動結果を取りまとめたものである。

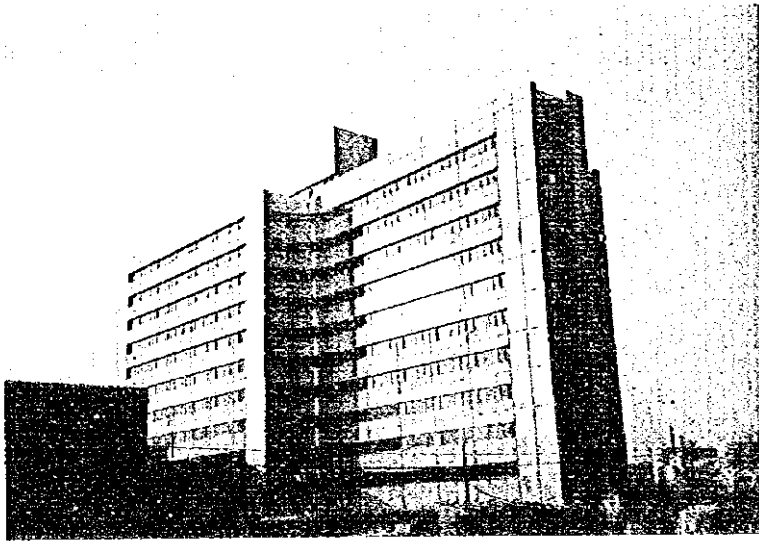
ここに、調査に当たられた団員の方々、ご協力いただいた外務省、環境庁、通産省などの関係各位に心から感謝の意を表するとともに、今後のさらなるご支援、ご協力をお願いする次第である。

平成8年2月

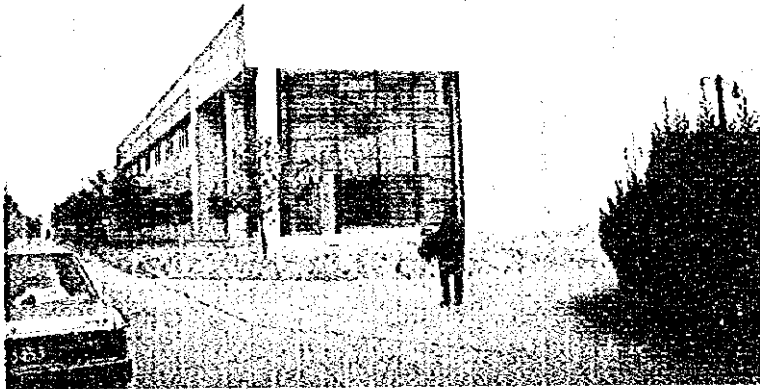
国際協力事業団
理事 佐藤 清

プロジェクト位置図（北京市）

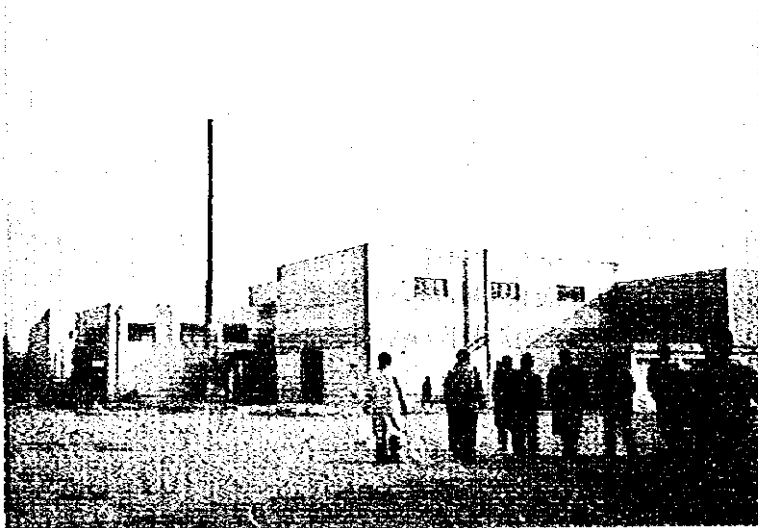




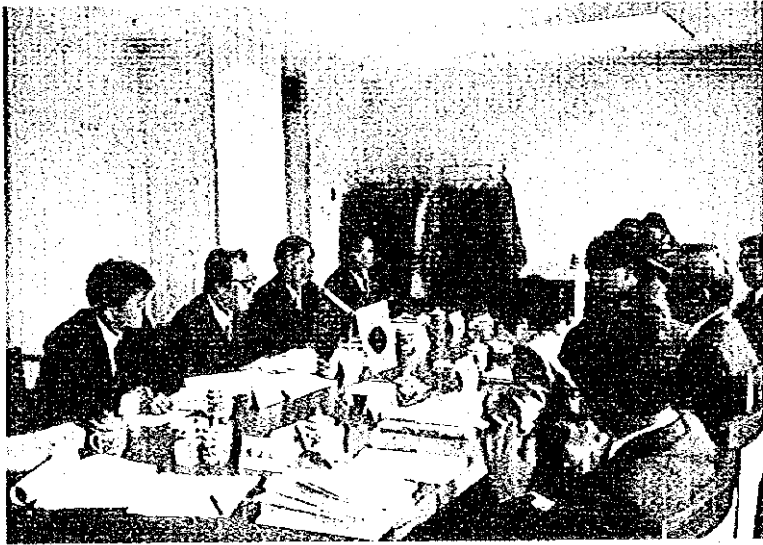
センター本部



公害防止技術部
精密機械棟



公害防止技術部
模擬実験棟



討議議事録(R/D)
の協議



討議議事録(R/D)
の署名

目 次

序文

プロジェクト位置図

写真

1. 実施協議調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	3
2. 要 約	5
3. 討議議事録等の交渉経緯	7
3-1 交渉経緯	7
3-2 討議議事録等	11
4. プロジェクト実施上の留意点	63
4-1 中国側実施体制	63
4-2 センター開所式	64
4-3 平成7年度、8年度計画	65
(1) 各部の活動・投入計画	65
(2) 平成7年度及び8年度協力計画に関する総括及び留意事項	69
附属資料	
持ち帰り資料一覧表	75
国家環境保護局パンフレット	77
長期調査員報告書	97

1. 実施協議調査団の派遣

1-1 調査団派遣の経緯と目的

中国では急激な経済成長に伴う工業化の進行や都市人口の膨張により、産業・生活公害が顕在化してきている。非効率的な資源の消費、公害防止対策の立ち遅れは、都市の大気汚染、水質汚濁、騒音、廃棄物汚染を拡大し、都市の生活環境を悪化させ、生態系に悪影響を与えている。また、酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化等、地球環境問題への対応も緊急を要する課題となっている。

中国政府は、92年の地球環境サミットを受け、経済開発と環境保全という2つの課題を協調させつつ持続可能な開発を進めるため『中国アジェンダ21』を採択し、環境保全に積極的に乗り出している。

これらの問題へ対応するためには、環境と調和しつつ持続可能な開発政策を推進することが必要である。具体的には、①汚染状況を正確に把握するための環境観測・分析・評価体制の構築、②中国の実情にあった即効性が期待できる公害防止技術の研究開発、③上記研究成果を政策等に反映させるための政策の研究、④一般国民への環境問題の重要性の啓発等が緊急の課題となっている。このため中国政府は、かかる事業に携わる人材の育成を目的とした協力をわが国に要請してきた。

こうした状況下の1988年、日中平和友好条約10周年記念事業として、国家環境保護局の下に「日中友好環境保全センター」を建設することが決定され、まず、無償資金協力により、90年から95年までに総計約105億円（内機材総額約40億円）のセンター施設建設及び機材の調達が行われた。それと並行して国際協力事業団は、センター職員となるべき中国側カウンターパート(C/P)に、センターの活動に必要な基礎技術を移転することを目的として『日中友好環境保全センター・プロジェクト（フェーズⅠ）』を92年9月1日から95年8月31日まで、3年間にわたって実施した。

今回のプロジェクト（フェーズⅡ）は、これらの協力を基盤に実施することを前提として、95年5月に事前調査、95年10月に長期調査を行い、協力の内容を中国側と協議してきており、今回の実施協議調査団の派遣となった。

<プロジェクト形成の経緯>

	89	90	91	92	93	94	95	96
無償資金協力				E/N締結日 91.1		95.11	完工済	
プロジェクトフェーズⅠ				92.9.1.~95.8.31			(3年間)	
フェーズⅡ要請書受理						94.7		
事前調査・長期調査							95.5	95.10
実施協議調査								96.1

1-2 調査団の構成

- (1) 総括 (団長) 国際協力事業団 社会開発協力部 部長 後藤洋
 (2) 技術協力 (団員) 外務省 経済協力局技術協力課 事務官 安東義雄
 (3) 環境協力 (団員) 環境庁 企画調整局地球環境部環境協力室 室長 我妻伸彦
 (4) 産業公害 (団員) 通産省 環境立地局地球環境対策室 技術班長 佐々木隆文
 (5) 協力企画 (団員) 国際協力事業団 社会開発協力部 部付参事 武田慶一
 (6) 業務調整 (団員) 国際協力事業団 社会開発協力部社会開発協力第一課 職員 渡辺元治
 (7) 通訳 (団員) 日本国際協力センター 通訳 中幡玲尼

1-3 調査日程

日順	日付	行程	調査内容
1	1/10 (水)	東京→北京	10:10東京発-13:25北京着 (NH905) JICA事務所打合せ
2	1/11 (木)	北京	日本大使館表敬 国家科学技術委員会 葉日本処長表敬 国家環境保護局 張副局長表敬
3	1/12 (金)	北京	R/D・覚書協議 センター本部、公害防止技術部のサイト視察
4	1/13 (土)	北京	資料整理、団内打合せ
5	1/14 (日)	北京	資料整理、団内打合せ
6	1/15 (月)	北京	R/D・覚書協議
7	1/16 (火)	北京	平成7、8年度協力内容協議 (安東団員帰国 NH906)
8	1/17 (水)	北京	平成7、8年度協力内容協議 R/D署名、調査団主催招宴
9	1/18 (木)	北京	JICA事務所報告、日本大使館報告
10	1/19 (金)	北京→東京	15:25北京発-20:05東京着 (NH906)

1-4 主要面談者

(1) 中国側

張 坤民	国家環境保護局 副局長
葉 汝求	国家環境保護局 副局長
夏 堡	国家環境保護局 國際合作司 司長
董 旭輝	国家環境保護局 國際合作司
陳 子久	中日友好環境保護中心籌建辦公室 主任
程 子峰	中日友好環境保護中心籌建辦公室 副主任
全 浩	中日友好環境保護中心籌建辦公室 總工程師
歐陽 訥	中日友好環境保護中心籌建辦公室 副總工程師
張 琦	中日友好環境保護中心籌建辦公室 工程師
周 北海	中日友好環境保護中心籌建辦公室 副研究員
傅 二林	中日友好環境保護中心籌建辦公室 通訳
周 澤興	中国環境科学研究院 副院長
岑 運華	中国環境科学研究院 公害防止技術部 副主任
魏 復盛	中国環境監測總站 副站長
劉 祝華	中国環境監測總站 国家環境分析測定中心 業務技術管理所 副所長
葉 冬柏	国家科学技術委員会 日本処 処長
封 兆良	国家科学技術委員会 日本処

(2) 日本側

貞岡義幸	在中華人民共和国日本国大使館 經濟部長
伊藤宗太郎	在中華人民共和国日本国大使館 一等書記官
熊岸健治	國際協力事業団中国事務所 所長
藤田廣巳	國際協力事業団中国事務所 次長
渡辺雅人	國際協力事業団中国事務所 所員
深川端彦	師化学品検査協会 中国プロジェクトチーム現場責任者

2. 要 約

今回の調査団では、プロジェクトの基本となる討議議事録、暫定実施計画、覚書とそれに添付するプロジェクト・デザイン・マトリックスの締結を第一目標に、協議を行った。先方機関がフェーズIの経験でプロジェクト方式技術協力のスキームに慣れていたこともあり、ほぼ、日本側案で各基本文書に合意でき、2月1日からR/Dが発効することとなった。

本プロジェクトは、日中友好環境保全センターが中国の環境分野で研究・研修・モニタリングに指導的な役割を果たすようになることを目標として、環境観測技術の研究及びその手法の標準化、中国の実情を反映した公害防止技術の研究、環境情報に関するデータの集積・解析・統計処理技術の確立、環境保全に関する政策研究、環境保全にかかる人材養成及び一般への啓蒙・普及、地球的規模の環境問題にかかる国内外との共同研究を実施できる研究者の育成等を行う予定であり、日本側は中国側のこれらの活動に対し、技術協力を行うこととなる。

センターは96年5月に開所式を行う予定であり、センター内の正式な組織機構に関する決定は96年2月末になる予定である。このため、本調査団も現時点でセンターに関する責任を負う、センター準備弁公室主任を、主な協議相手とすることになった。センターは国家環境保護局中の新組織として発足することから、当面は可及的速やかにセンターの機構が整備され、それに伴う予算が支弁されることを第一の課題として取り組む必要があり、日本側も必要に応じて、国家環境保護局に、働きかけを行っていく必要がある。

現在、中国側はセンターの本格稼働に向けて研究予算の確保を政府に働きかけると同時に、外部からの委託研究などによる自己収入源の確保にも努力しているところであるが、施設の有効活用のためにも、研究予算の確保、施設・機材の維持管理体制の確立など、中国側の主体的な取り組みが期待される。

3. 討議議事録の交渉経緯

3-1 交渉経緯

(1) 中国国家科学技術委員会（科技委）表敬

葉日本処長から本プロジェクトに関し、以下のとおり発言があった。

環境保全という課題に関しては、環境保護局のみならず、中国政府としても重点分野の一つと考えており、科技委の中に社会発展局という環境担当部門を設置しているところである。こうしたなか、環境保全センターは重要なプロジェクトの一つと考えており、関係者が大きな期待を寄せているところである。

今回のR/D案に関しては、文言として問題になりそうなところは特になく、技術的なところは、環境保護局と詳細に協議してほしい。また、フェーズIの協力により、中国側実施機関もJICAスキームに慣れており、プロジェクトはスムーズに開始されると思われる。なお、本件に関して科技委としてもできることは協力していきたい。

(2) 国家環境保護局（環保局）表敬

張副局長から本プロジェクトに関し、以下のとおりコメントがあった。

環境問題は中国政府の中においても、重要な課題と位置づけられている。例えば、共産党大会や第9次五ヵ年計画の中でも重点的に取り上げており、そのことは、諸外国からの協力が必要な分野であるということでもある。その中でも、本センターは環境保全のシンボリックなものとして位置づけられており、プロジェクト・フェーズIでは、大変大きな成果が得られたものと思う。なお、今回の協議では、副局長と同等レベルである陳子久準備弁公室主任を協議代表団長としたい。

開所式は、日本からの要人来訪の便宜上、ゴールデンウィークを有効に使うために、5月8日から5月3日に変更したい。

(3) センターとの討議議事録(R/D)等に関する協議

標記に関し、討議を行い、別添のとおりR/D、暫定実施計画、覚書に関して合意し、1月17日午後、署名を行った。日本側R/D案に関し、特に議論のあった項目は以下のとおり。その他の点に関しては、ほぼ日本側当初案のとおりである。

1) 総括的事項

当方から、R/Dの意義及び今回の日本側案の内容について説明を行ったところ、中国側からのコメントは以下のとおり。

中国側としては、今回のR/Dを締結するにあたり、以下の点を原則としたいと考えている。(1)フェーズIのR/Dを基礎として考えること。(2)フェーズIのR/Dと同様な点に関しては、今回のR/Dでも基本的に了承すること。(3)議論にあたっては、

フェーズIIの運営がスムーズに進むことを第一に考えること。

2) 総括責任者及び実施責任者

総括責任者及び実施責任者に関し中国側から以下の発言があった。日本側案では環保局長が総括責任者となっており、チーフアドバイザーからの助言を受けることとなっているが、文字どおりに理解されると、中国側としても了解できないので、その旨理解願いたい。センターの最高責任者はあくまで陳子久主任であるが、本プロジェクトの重要性にかんがみ、環保局長を総括責任者として記載することを了承する。なお、陳子久主任はセンターに関し、全責任を負っており、行政的な階級は、環保局副局長と同等クラスである。

これに対し、調査団から、総括責任者には、センターの人事、予算などに関して権限を掌握している環保局の然るべき地位の人がなる必要があることを説明し、中国側はこれを了解した。

さらに調査団からセンター主任の任命予定に関し質問したところ、中国側は、日中友好環境保全センター主任の職位は、同センターの開所時に設置される予定であり、R/D発効から同センター開所までの期間については、同センター準備弁公室主任が、実施責任者の責務を有する旨表明、調査団はこれを了承し、覚書に記載することとした。

3) 実施体制図

覚書別添の実施体制図に関し、中国側から、環保局長と日本側チーフアドバイザーが同位になっている今回の提示案は問題があり、実施体制図に関しても、フェーズIのR/Dを踏襲したい旨発言があり、討議の結果、「総括責任者」「実施責任者」の文言は削除すること、環保局長とセンター主任の間に点線を引くことで双方合意した。

4) 合同調整委員会メンバー

合同調整委員会の中国側メンバーに関し中国側から、センター主任を議長とするのであれば、それと同等クラスの中国環境科学研究院長をメンバーとするのは適当ではないので、「中国環境科学研究院の代表」と訂正したい旨の依頼があり、調査団はこれを了承した。また中国環境監測総站については、現段階で、センター開所後の組織的位置づけが中国側も予想できないとしていること、監測総站の名前と従来からの業務はセンター開所後も存続する可能性が大きいことから、「中国環境監測総站の代表」を合同調整委員会のメンバーに加えることで双方合意した。

5) 署名者

署名者に関し、調査団からセンターの人事、予算、組織体制にかかる環保局の責任を担保する必要性から、総括責任者である環保局長を署名者とすべきである旨説明し

たところ、中国側から陳子久センター準備弁公室主任を環保局の代表として、協議団の団長としているので、陳子久主任が署名した内容については局として責任を持つ。さらに陳子久主任が現職を離れた場合でも、同様に局が責任を持ち、継続性は保たれる旨の発言があった。調査団は、環保局長がプロジェクトの総括責任者であるにもかかわらず、それよりも下位の者（センター準備弁公室主任）が署名することに問題が生じないか、中国側に確認した上で、対処方針の範囲内である陳子久主任を署名者とすることを了承した。

6) プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)に関し、中国側から、論理的、定量的であることから、この導入に同意し、専門家の派遣以降は、各活動のブレイクダウン、各責任者の明確化をしていきたい旨の発言があり、覚書に添付することとした。さらに、本PDMに記載された活動は中国側が主体的に行うものであり、それに対して日本側が必要な協力を行っていくものであることを確認した。

7) プロジェクトの組織

プロジェクトの組織等に関し調査団からその内容を説明を求めたところ、中国側から、センターの正式発足日は未定であり、人事予算に関しても、決定するのは春節（旧正月）前後である旨の説明があった。

8) 専門家の通勤等に関する便宜供与

専門家の通勤等に関し、調査団から、センター本部、公害防止技術部とも、専門家の送迎及び調査時の車両（運転手を含む）については、中国側で手配願いたい旨依頼し、中国側はこれを了承した。

9) 開放型実験室

開放型実験室に関し、その内容を調査団から質問したところ、中国側説明は以下のとおり。開放型実験室は、中国政府の重点課題の研究、国内外との共同研究（日中環境保護協力協定による共同研究を含む）を実施し、最終的には国家重点研究室の指定を受けることを目標としている。また、これまで、いろいろな場所で行われていた、同一の研究テーマを1ヵ所で研究することにより、効率化をねらうものである。予算的には、外部から調達する研究費のほか、センター予算からも事務経費を支出する。なお、この開放型実験室に関しては、公害防止技術部は含まない。

これに対し、調査団から行った提案は次のとおりであり、特に4) 5) については覚書に記載した。1) センター外部からの予算、内部予算など、いろいろな経費による研究が本実験室で実施されると理解するが、これらの研究費を混乱せず執行できるようにしてほしい。2) 環境協力協定による水平協力とプロ技による垂直協力につい

ては、区別するようお願いしたい。同時に、人員などの資源の有効活用のため、センターで行われる研究は相互に関連したテーマである必要がある。3) 酸性雨のモニタリング等継続的業務については経費的に不安定な開放型実験室で行うことは、必ずしも適当ではない。環境監測部等で実施する方が適当ではないか。4) 開放型実験室への協力は、専任のセンター職員が配置されることを前提として、このセンター職員に限定して技術移転を行うこととしたい。5) 開放型実験室の全体の活動について、日本側としても承知しておきたい。

10) 環境戦略・政策研究部

環境戦略・政策研究部に関し、中国側から、経済発展と環境保全の両立という観点から、日本の経験に基づく助言を求めたい旨の希望が表明された。調査団は、日本の協力を、中国側の環境関連法令基準及び環境管理体制の分析・評価活動に助言する内容としたい旨表明し、中国側はこれを了承して、覚書に記載することとした。

3-2 討議議事録等

日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズIIのための技術協力に関する日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、後藤洋を団長とする日本側実施協議調査団（以下「調査団」という。）は中華人民共和国における日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズIIについての技術協力計画の詳細を策定するため、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在期間中、調査団は上記プロジェクトの有効な実施のために両国政府がとるべき必要な措置に関して中華人民共和国側関係当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、調査団と中華人民共和国側関係当局はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

本書は等しく正文である日本語、中国語並びに英語により各2通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

北 京 市

1996年1月17日

後藤洋

後藤洋
実施協議調査団 団長
国際協力事業団
日本国

陳子久

陳子久
協議代表団 団長
国家環境保護局
中華人民共和国

附属文書

I. 両国政府間の協力

1. 中華人民共和国は、日本国政府の協力を得て日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズII（以下「プロジェクト」という。）を実施する。
2. プロジェクトは付表Iの基本計画に従い実施される。

II. 日本国政府のとりべき措置

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、日本国政府の負担において、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きに基づき、JICAを通じて以下の措置をとる。

1. 日本人専門家の派遣

日本国政府は、付表IIの日本人専門家の役務を提供する。

2. 機材供与

日本国政府は、付表IIIのプロジェクトの実施に必要な資材、機材（以下「機材」という。）を供与する。機材は、陸揚港及び（又は）空港において中華人民共和国側関係当局へC. I. F. 建てで引渡された時点で、中華人民共和国政府の財産となる。

3. 研修員受入

日本国政府は、日本国における技術研修のためプロジェクトに関係する中国側研修員を受入れる。

III. 中華人民共和国政府のとりべき措置

1. 中華人民共和国政府は、関係当局と受益集団、団体をプロジェクトに十分かつ積極的に取り込むことを通じて、日本の技術協力実施中および終了後に、プロジェクトの主体的運営および自立性を確保するために必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、日本との技術協力の成果として中国側が習得した技術及び、知識を中華人民共和国の経済的および社会的発展に寄与させる。
3. 中華人民共和国政府は、上記II-1項にいう日本人専門家およびその家族に対し、中華人民共和国における付表IVの特権、免除および便宜ならびに同様の任務を遂行中の他国の専門家または国際機関の専門家と同等の特権、免除および便宜を与える。
4. 中華人民共和国政府は、上記II-2項でいう機材が付表IIの日本人専門家との協議に基づきプロジェクトの実施のために有効に使用されることを保証する。

陳

王

5. 中華人民共和国政府は、中国側研修員が日本国における技術研修から得た知識及び経験がプロジェクトの実施に有効に利用されることを保証するため必要な措置をとる。

6. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下のものを中華人民共和国政府の負担において提供するため必要な措置をとる。

(1) 付表Vの中国側人員の役務

(2) 付表VIの土地、建物および付帯施設

(3) 上記II-2のJICAを通じて供与される機材以外で、プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、スペアパーツおよびその他の部品の調達もしくは交換

(4) 中華人民共和国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜および北京市内の交通費

(5) 日本人専門家およびその家族に対する適当な家具付住居施設

7. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下の経費を中華人民共和国政府の負担において支出するため必要な措置をとる。

(1) 上記II-2の機材の中華人民共和国内における輸送、据付け、操作及び維持に必要な経費

(2) 上記II-2の機材に対して中華人民共和国内において課される関税、国内税及びその他の財政課徴金

(3) プロジェクトの実施に必要なすべての運営経費

IV. プロジェクト管理

1. プロジェクトの総括責任者である中華人民共和国 国家環境保護局 局長は、プロジェクトの運営及び実施について包括的な責任を負う。

2. プロジェクトの実施責任者である日中友好環境保全センター主任は、プロジェクトの管理及び技術の諸事項について責任を負う。

3. 日本側チーフアドバイザーは、プロジェクトの総括責任者及び実施責任者に対しプロジェクトの実施に関する諸事項について必要な提言及び助言を与える。

4. 日本人専門家は中国側カウンターパートに対してプロジェクトの実施に関して必要な技術的事項について指導及び助言を与える。

5. プロジェクトに対する技術協力を効果的かつ成功裡に実施するため、付表VIIの機能及び構成をもつ合同調整委員会を設置する。

V. 合同評価

プロジェクト目標の達成度を確認するため、(中間および)協力期間終了6ヶ月前にJICAと中華人民共和国側関係機関を通じ、両国政府合同でプロジェクトの評価を実施する。

VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する技術協力に従事する日本人専門家の中華人民共和国国内における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、またはその他その遂行に関連して日本人専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。ただし、日本人専門家の故意または重大な過失から生じた請求については、この限りではない。

VII. 相互協議

両国政府は、この附属文書からまたはそれに関連して生じるいかなる主要事項についても相互に協議を行う。

VIII. プロジェクトへの理解と支援の促進

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する中華人民共和国国民の支援を促進する目的で、中華人民共和国国民に対するプロジェクトの広報のために適切な措置を取る。

IX. 協力期間

この附属文書に基づくプロジェクトの技術協力期間は、1996年2月1日より5年間とする。

付表I 基本計画

1. プロジェクトの目標

(1) 上位目標

中国の環境問題が改善される

(2) プロジェクト目標

日中友好環境保全センターが中国の環境分野で、研究・研修・モニタリングにおいて指導的な役割を果たす

2. プロジェクトの成果

(1) センターの運営体制が確立する

(2) 環境監視技術が標準化され、研究成果が上がる

(3) 大気・水・固体廃棄物に係る公害防止技術の研究成果が上がる

(4) 環境情報の収集・蓄積・解析・評価がなされる

(5) 環境分野の戦略的政策提言がなされる

(6) 環境保全に係る管理者及び技術者の研修が実施され、一般への啓蒙活動が実施される

(7) 環境問題に係る国内外との共同研究を実施する体制が整備される

3. プロジェクトの活動

(1) a. 組織・機構を整備し、適切な人員を配置する

b. 施設・機材の維持管理体制を整備する

(2) a. 分析手法を検討し、サンプリング分析を行う

b. 分析手法の精度管理を行い、分析マニュアルを作成する

c. 環境監視技術分野における研究を実施する

(3) a. 大気・水・固体廃棄物の公害防止技術分野における研究テーマを選定し、研究計画を立案する

b. 大気・水・固体廃棄物の公害防止技術分野における研究を実施する

- (4) a. 環境情報データベースシステム計画を策定する
- b. 環境情報に係る基礎的なソフト、ネットワークを開発する
- (5) a. 既存の環境関連法令基準及び環境管理体制を分析・評価・研究する
- b. 環境関連法令基準及び環境管理体制の提案を行う
- (6) a. 環境保全に係る研修コースを計画する
- b. カリキュラム・教材を整備し、教官のトレーニングを行う
- c. 研修コースを実施する
- d. 環境分野の一般啓蒙用教材を開発し普及させる

- (7) a. 環境問題に係る国内外との共同研究を実施する体制を整備する

4. 日本国の技術協力

日本国政府は中華人民共和国政府の上記3に掲げる活動の実施に対し、協力する。

付表II 日本人専門家リスト

1. 長期専門家

- (1) チーフアドバイザー
- (2) シニアアドバイザー
- (3) 業務調整員
- (4) 以下の技術分野の専門家
 - a. 大気汚染
 - b. 水質汚濁
 - c. 視聴覚
 - d. 公害防止技術
 - e. 環境情報

(注) シニアアドバイザーは必要に応じて、上記のいずれかの技術分野の専門家を兼務する。

2. 短期専門家

短期専門家の指導分野、人数及び期間については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議の上、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定する。

付表III 機材リスト

1. 環境監測技術分野に必要な機材
2. 公害防止技術分野に必要な機材
3. 環境情報分野に必要な機材
4. 環境戦略・政策研究分野に必要な機材
5. 環境技術交流・公共教育分野に必要な機材

(注) 1. 上記機材は、日本人専門家が専門分野の技術移転を行う為に必要な機材に限る。
2. 上記機材の機種、仕様及び数量については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議の上、日本側の予算に応じて決定される。

付表IV 日本人専門家に対する特権

1. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に海外から送金された報酬に対する、またはそれに関連して課せられる所得税及びその他課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族が持ち込む又は持ち出す個人的使用品並びに業務に関連する機材に対する関税その他の課徴金を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に対し、医療の便宜を提供する。

付表V 中国側カウンターパート並びに事務局職員リスト

1. プロジェクトの総括責任者
2. プロジェクトの実施責任者
3. 以下の部署のカウンターパート
 - (1) 環境監測技術部
 - (2) 公害防止技術部
 - (3) 環境情報部
 - (4) 環境戦略・政策研究部
 - (5) 環境技術交流・公共教育部
 - (6) 開放型実験室
4. 事務局職員（日本人専門家室配置の職員も含む）
 - (1) 管理部門のチーフと職員
 - (2) 秘書
 - (3) 通訳
 - (4) タイピスト
 - (5) 運転手
 - (6) 警備員
 - (7) 機材の運転・保守要員
 - (8) その他の職員

付表VI 土地、建物並びに付帯施設リスト

1. プロジェクトの実施に必要な用地、建物及び付帯施設
2. 日本国政府から供与される機材の据え付け及び保管に必要な建物及び付帯施設
3. チーフアドバイザー、業務調整員及びその他の専門家のための適切な事務室及び必要施設

付表VII 合同調整委員会

1. 機能

合同調整委員会は、以下の機能を持ち、少なくとも年に一回、また必要が生じた時に開催する

- (1) 本討議議事録（R/D）の枠内で策定された暫定実施計画に沿って、プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 年次計画に基づき技術協力全体の進捗状況を検討し、プロジェクトの有効な実施のための提言及び助言を与える。
- (3) 技術協力計画から生じる、または技術協力計画に関連する主要事項について討議し、意見交換を行う。

2. 構成

(1) 議長

日中友好環境保全センター主任

(2) 日本側

チーフアドバイザー

シニアアドバイザー

調整員

チーフアドバイザーが特に指名する専門家

JICAから派遣される調査団員

JICA中国事務所の代表

(3) 中国側

国家科学技術委員会の代表

国家環境保護局の代表

日中友好環境保全センター副主任

日中友好環境保全センター総工程師

日中友好環境保全センター環境監測技術部長

日中友好環境保全センター公害防止技術部長

日中友好環境保全センター環境情報部長

日中友好環境保全センター環境戦略・政策研究部長

日中友好環境保全センター環境技術交流・公共教育部長

日中友好環境保全センター開放型実験室の代表

日中友好環境保全センター行政管理部長

中国環境科学研究院の代表

中国環境監測總站の代表

その他議長が特に指名する者

* 在中国日本大使館員は、合同調整委員会にオブザーバーとして出席することができる。

日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズ II に関する暫定実施計画

日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は共同で別添のとおり日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズ II の暫定実施計画を作成した。

この暫定実施計画は、日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局との間で日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズ II の実施に必要な予算が双方において確保されることを前提として合意した討議議事録に基づき策定された。本計画はプロジェクトの実施過程において必要が生じた際、討議議事録の枠内で変更されるものとする。

本書は等しく正文である日本語、中国語並びに英語により各 2 通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

北 京 市
1996年1月17日

後藤洋

後藤 洋
実施協議調査団 団長
国際協力事業団
日 本 国

陳子久

陳 子 久
協議代表団 団長
国家環境保護局
中華人民共和国

日中友好環境保全センタープロジェクト フェーズ II 暫定実施計画

投入/年次	1997/04~1997/03	1998/04~1998/03	1999/04~1999/03	2000/04~2000/03	2001/04~2001/03	備考	
年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
協力期間	96/2/1					2001/1/31	
(日本側)							
1. 日本人専門家の派遣分野							
1) 長期専門家							
・チーフアドバイザー							
・シニアアドバイザー							
・業務調整							
・大気汚染							
・水質汚濁							
・視聴覚							
・公害防止技術							
・環境情報							
2) 短期専門家							
2. 研修員受入	○	○	○	○	○	* 点線部の分野の派遣時期については必要に応じて日中双方で協議の上で決定する	
3. 機材供与	☆	☆	☆	☆	☆		☆に機材到着時期を表す
4. 調査団派遣	▲ 計画打合せ					▲ 巡回指導 (中間評価)	▲ 二回調査団派遣予定時期を表す
(中国側)							
1. カウンタパート配置							
2. ローカルコスト負担							

25

26

日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズIIのための
技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は、相互に合意し、日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズII（以下「プロジェクト」という。）のための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

附属文書には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために、双方により了解された内容を記録する。

北 京 市

1996年1月17日

後藤 洋

後藤 洋
実施協議調査団 団長
国際協力事業団
日 本 国

陳子久

陳 子 久
協議代表団 団長
国家環境保護局
中華人民共和國

附属文書

I. プロジェクト管理

1. 調査団は、日本のプロジェクト方式技術協力においては、効率的・効果的なプロジェクトの運営管理および評価を行うために、通常、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）を導入している旨説明した。

双方は、協議の結果、以下の了解のもとに本プロジェクトにPDMを導入することに同意した。本プロジェクトのPDMは別添1のとおりとする。

- (1) PDMは、プロジェクトの技術協力についての認識を明確にするものであり、プロジェクトの目的達成に向けての論理的なステップを表すマトリックスである。
- (2) PDMは、R/Dの枠内で作成され、双方の同意に基づき、プロジェクトの進捗状況に応じて柔軟に改善されるものである。

2. プロジェクトの組織

- (1) 双方は、別添2の本プロジェクトの実施体制を確認した。
- (2) 調査団は、本センターの組織・人員体制が、プロジェクトの実施に支障のないように可及的速やかに確立されることを中国側に依頼し、中国側はこれを了承した。
- (3) R/D附属文書IV-2に関し、中国側は、日中友好環境保全センター主任の職位は、同センターの開所時に設置される予定であることから、R/D発効から同センター開所までの期間については、同センター準備弁公室主任が、実施責任者の責務を有する旨表明し、調査団はこれを了承した。

3. 日中友好環境保全センターの予算

調査団は、本センターの予算がプロジェクトの実施に支障のないように可及的速やかに確保、執行されることを中国側に依頼し、中国側はこれを了承した。

II. カウンターパート

調査団は、プロジェクトフェーズI時のカウンターパートがフェーズIIのカウンターパートとして配置されることを要望し、中国側はこれを了承した。また、調査団は日本人専門家が派遣されている分野については、専任のカウンターパートを配置するよう要望し、中国側はこれを了承した。

III. 研修員受入れ

双方は、研修員の受入れ人数、期間及び研修内容については、日本の会計年度ごと日中双方で協議のうえ、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定されることを確認した。

IV. 機材供与

双方は、日中友好環境保全センターの活動に必要な機材は、原則的に、既に日本の無償資金協力により納入されており、R/D附属文書 付表IIIの機材は、その補完的機材及び現場実習用の機材であることを確認した。また、プロジェクトフェーズIにおいて日本が供与した機材は、フェーズIIの活動のために引き続き使用することを確認した。

陸

VA

V. 今後のスケジュール

1. 調査団は、センター施設のうち中国側担当の工事部分について、可及的速やかに完了されることを依頼し、中国側はこれを了承した。

2. 長期専門家の派遣

調査団は、日本人専門家のうち、チーフアドバイザー、業務調整員、視聴覚分野の長期専門家を1996年2月に派遣する意向を表明した。中国側はこれを了解し、右に係る要請書(A1フォーム)を1996年1月31日までに、日本側に提出することを表明した。また、中国側は、他の長期専門家についても、適切な時期に要請書を日本側に提出する事を表明した。

VI. その他

1. R/D附属文書III-6-(5)に述べられている「適当な家具付住居施設」について中国側は、日中友好環境保全センターの現状では、日本人専門家の家具付住居施設を提供する十分な施設能力が無いため、提供することが困難である旨、述べた。調査団は、現状を理解し、日本人専門家の住居について日本側が負担することに同意する旨述べた。また、双方は、中国側が日本人専門家の住居について斡旋の便宜を図ることを確認した。

2. R/D付表IV. 2にいう「個人的使用品」には、日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外から持ち込む家財道具が含まれることに合意した。

3. R/D付表IV. 2に関し、調査団は、日本人専門家及びその家族の持ち込む私用車についての関税その他の税金も免除するよう申し入れし、中国側は、引き続き努力する旨、表明した。

4. 双方は、R/D附属文書II-1に基づき派遣される日本人専門家が、中国において技術移転に当たり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置することを確認した。

5. R/D附属文書III-6. (4)に関し、中国側は、プロジェクトの開始当初から日本人専門家に対し北京市内の交通に必要な車両を提供することを表明した。

6. 調査団は、開放型実験室に対する協力に関し、開放型実験室に専任のセンター職員が配置されることを前提として、このセンター職員(中国側カウンターパート)に限定して技術移転を行う旨表明し、中国側はこれを了承した。

7. 調査団は、開放型実験室の活動内容等については、日本側が協力をしない内容についても常に承知しておきたい旨表明し、活動内容の連絡方法等の詳細については、日本人長期専門家派遣以降双方で協議することとし、日中双方は合意した。

陳

知

8. 調査団は、環境戦略・政策研究部に対する協力としては、中国側の環境関連法令基準及び環境管理体制を分析・評価する活動について助言する内容としたい旨表明し、中国側はこれを了承した。

陈

陈

日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズⅡ プロジェクト・デザイン・マトリックス

プロジェクトの要約	指 標	指標測定方法	実現のための条件
<p><上位目標> 中国の環境問題が改善される</p> <p><プロジェクト目標> センターが中国の環境分野で、研究・研修・モニタリングにおいて指導的な役割を果たす</p>	<p>他の機関との比較における研究論文・学会発表数 他の機関への助言、研修指導回数 環境情報のデータベース化の状況 法律、政策提言の採択への反応の状況 配布メディアの利用状況 研修生の技術習得状況</p>	<p>中国環境年鑑 学会論文集 センター年報 研修生へのリアリテ メディア7配布機関への のリーク</p>	<p>中国の環境保全重視の政策が変更されない 中国の環境保全行動に対し他のドナーが協力する 環境保全に関するインフラが整備される</p>
<p><成果></p> <p>1. センターの運営体制が確立する</p> <p>2. 環境規制技術が標準化され、研究成果が上がる</p> <p>3. 大気・水・固体廃棄物の公害防止技術に係る研究成果が上がる</p> <p>4. 環境情報の収集・整理・分析・評価がなされる</p> <p>5. 環境分野の戦略的政策提言がなされる</p> <p>6. 1. 一般大衆が環境の知識を得る 6. 2. センターで行われる研修の視覚教材が整備される 6. 3. 各分野の環境技術書、研究書、管理者が育成される</p> <p>7. 環境問題に係る国内外との共同研究を実施する体制が整備される</p>	<p>1. 人員の配属状況 施設・機材維持管理状況 センター年報作成状況 2. 研究論文、学会発表数 紀要発行数 分析でニエール数 3. 研究論文、学会発表数 紀要発行数 技術開発件数 4. 環境情報の収集状況 ソフト開発状況 ネットワーキング構築状況 5. 法律、政策提言レポート数 6. 広報資料、視覚教材制作件数 セミナー、研修会開催数 カリキュラム、教材開発状況 研修コース実施数 研修終了生数 7. 研究論文、学会発表数 紀要発行数</p>	<p>学会論文集 センター年報</p>	<p>技術移転を受けたC/Pがセンターを離れない</p>
<p><活動></p>	<p><投入></p> <p>中国側 センター職員：開始当初250名、最終予定400名 センター運営費：施設、機材維持管理費、人件費、研究費</p> <p>日本側 長期専門家：約8名 短期専門家：年間約9名 研修員受入れ：年間約5名 機材供与：合計約1.25億円</p>		<p><前提条件> C/Pが稼働しない 電力が安定して供給される 地方監視所において環境情報がセンターに対して提供される 環境メディアの配布に関し、地方組織・行政体・マスコミの協力が得られる</p>

【別紙参照】

11

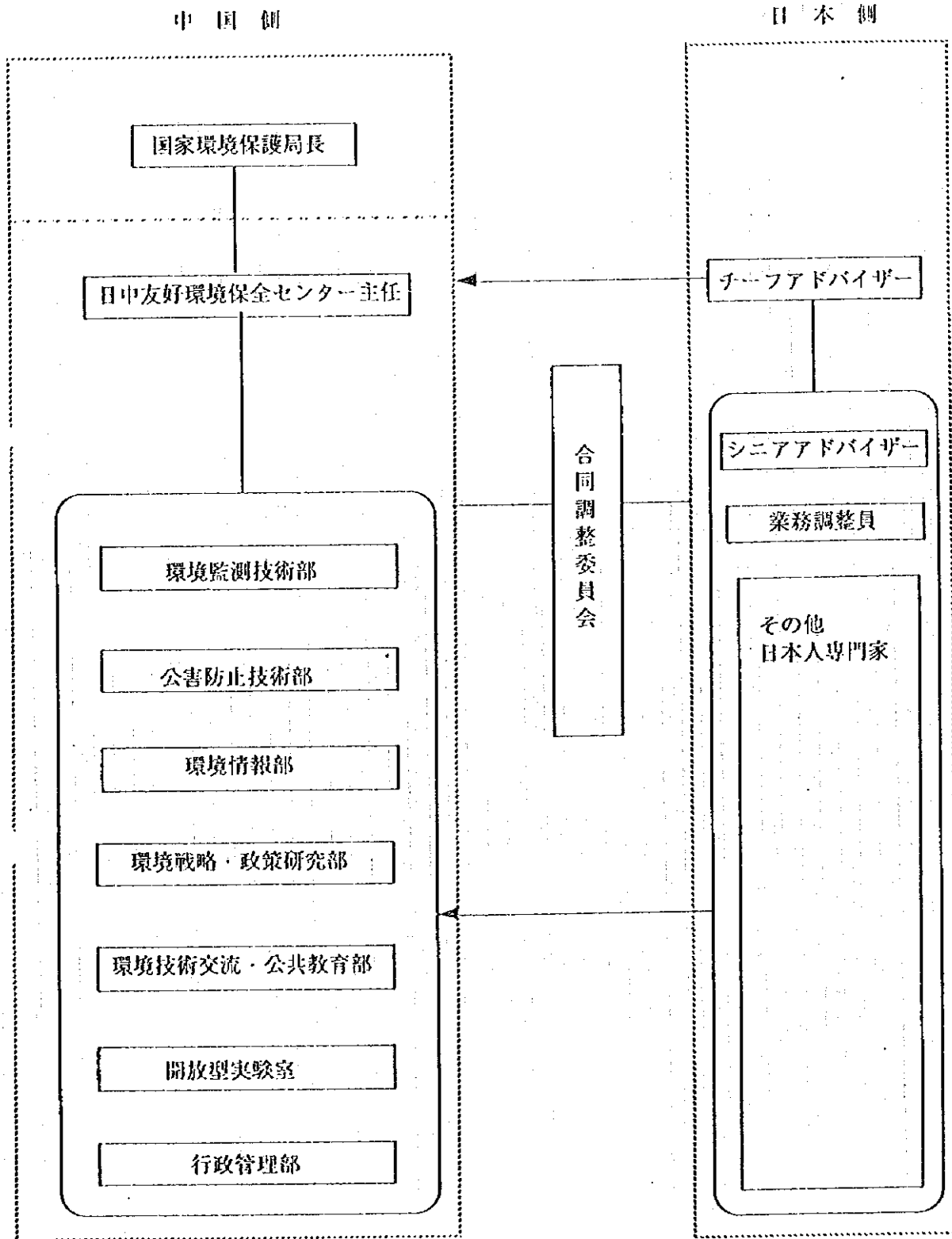
別紙

<活動>

- 1-1 組織機構を整備し、適切な人材を確保する
- 1-2 施設・器材の維持管理体制を整備する
- 2-1 分析手法の検討を行う
- 2-2 サンプル分析を行う
- 2-3 分析手法の検証管理を行う
- 2-4 分析マニュアルを作成する
- 2-5 環境監測分野の研究を実施する
- 3-1 大気・水・固体廃棄物の公害防止技術分野における適切な研究者を選定する
- 3-2 大気・水・固体廃棄物の公害防止技術分野における研究計画を立案する
- 3-3 大気・水・固体廃棄物の公害防止技術分野における研究を実施する
- 4-1 環境情報データベースシステム計画を策定する
- 4-2 環境情報を収集・整理する
- 4-3 環境情報に係る基礎的なソフトを開発する
- 4-4 環境情報に係る基礎的なネットワークを開発する
- 5-1 既存の環境関連法令基礎及び環境管理体制を分析・評価・研究する
- 5-2 環境関連法令基礎及び環境管理体制の提案を行う
- 6-1 一般教育用研修計画を作成する
 - ・一般教育用番組・広報ポスター・冊子を作成し、配布・貸出する
 - ・一般教育用セミナーを開催する
- 6-2 各部と協議し、研修教材作成計画を策定する
 - ・研修用教材を作成する
- 6-3 各部と協議し、研修計画を策定する
 - ・各部と協議し、研修カリキュラムを整備する
 - ・各部と協議し、トレーナー(CP)を招聘する
 - ・各部と協議し、研修への参加費を定める
 - ・各部と協議し、研修コースを実施する
- 7-1 環境問題に係る国内外との共同研究を実施する体制を整備する

457

457



15

16

THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE JAPAN-CHINA FRIENDSHIP
ENVIRONMENTAL PROTECTION CENTER PROJECT PHASE II

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Hiroshi GOTO, visited the People's Republic of China for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Japan-China Friendship Environmental Protection Center Project Phase II in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

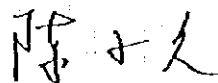
As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Japanese, Chinese and English languages, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing, January 17th, 1996



Mr. Hiroshi GOTO
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation Agency,
Japan



Mr. Chen Zi - Jiu
Leader,
Implementation Consulting Team,
National Environmental Protection Agency,
The People's Republic of China

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the People's Republic of China will implement the Japan - China Friendship Environmental Protection Center Project Phase II (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

3. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive the Chinese personnel associated with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustainable during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all authorities, beneficiary groups and institutions concerned.
2. The Government of the People's Republic of China will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will grant in the People's Republic of China privileges, exemptions and benefits as listed in Annex IV and will grant privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in II-I above and their families.

4. The Government of the People's Republic of China will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense :
 - (1) Services of the Chinese personnel as listed in Annex V ;
 - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI ;
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above ;
 - (4) Means of transportation for the Japanese experts for official travel within the People's Republic of China and travel expenses within Beijing City ;
 - (5) Suitable furnished accommodation for the Japanese experts and their families.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to meet :
 - (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof ;
 - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in II-2 above ;
 - (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Administrator of the National Environmental Protection Agency of the People's Republic of China, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Director of the Japan - China Friendship Environmental Protection Center, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.

114

110

4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chinese authorities concerned, in the middle and during the last six months of the cooperation term for the purpose of checking the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING AND SUPPORT TO THE PROJECT

For the purpose of promoting the support of the people of the People's Republic of China to the Project, the Government of the People's Republic of China will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the People's Republic of China.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five(5) years from February 1st, 1996.

ANNEX I MASTER PLAN

1. Objective of the Project

- (1) Overall Goal
Environmental quality of China is improved.
- (2) Project Purpose
Japan - China Friendship Environmental Protection Center plays a leading role in the field of environmental research, training and monitoring.

2. Outputs of the Project

- (1) The organizations and functions of the Japan - China Friendship Environmental Protection Center are established.
- (2) Environmental monitoring technology is standardized and research activities in this field obtain good results.
- (3) The research activities in pollution control technology regarding air, water and solid waste are achieved.
- (4) Environmental information is collected, accumulated, analyzed and evaluated.
- (5) Strategy for improving environmental management and quality is proposed.
- (6) Training of an environmental administrator and engineer is provided, and activities to evoke public awareness for environmental protection is implemented.
- (7) Basis for joint research programs on environmental issues with researchers from home and abroad are established.

3. Activities of the Project

- (1) a. To establish the organization and structure and assign appropriate personnel.
b. To establish a maintenance system for facilities and equipment.
- (2) a. To examine the methods of environmental monitoring and to analyze samples taken from the monitoring activities.
b. To implement quality control and to make an environmental analysis manual.
c. To conduct research programs in the field of environmental monitoring technology.
- (3) a. To examine research themes and to plan research programs in the field of pollution control technology for air, water and solid waste.
b. To conduct research programs in the field of pollution control technology for air, water and hazardous waste.
- (4) a. To plan environmental information database systems.
b. To develop the basic software and network for environmental information.
- (5) a. To analyze, evaluate and research the existing environmental regulation and administration system.
b. To propose environmental regulations and administration system.
- (6) a. To make a training course plan related to environmental protection.
b. To develop a curriculum and teaching materials and to train instructors.
c. To conduct training courses.
d. To develop and circulate educational materials for the purpose of environmental education.

(7) a. To establish basis for joint research programs on environmental issues with researchers from home and abroad.

4. Japanese Technical Cooperation

The Government of Japan will assist the Government of the People's Republic of China in carrying out the activities described in paragraph 3 above.

174

175

ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-Term Experts

- (1) Chief Advisor
- (2) Senior Advisors
- (3) Coordinator
- (4) Long-Term Experts in the following technical fields
 - a. Air pollution
 - b. Water pollution
 - c. Audio-visual
 - d. Pollution control technology
 - e. Environmental information

Note: Senior Advisor may be in charge of one of the above-mentioned technical fields of the long-term experts, if necessary.

2. Short-Term Experts

Short-term experts will be dispatched, if necessary. Field, number and term of assignment of short-term experts will be decided each Japanese fiscal year in consideration of the progress of the Project through mutual consultations.

ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment for the field of environmental monitoring technology
2. Equipment for the field of pollution control technology
3. Equipment for the field of environmental information
4. Equipment for the field of environmental strategy/policy research
5. Equipment for the field of environmental education/public awareness

Note: 1. The above-mentioned equipment is limited to equipment necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.

2. Contents, specification and quantity of the above-mentioned equipment will be decided, within the allocated budget, each Japanese fiscal year through mutual consultations.

115

2/10

ANNEX IV PRIVILEGES, EXEMPTION AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

1. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from income taxes and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad in relation to the implementation of the Project.
2. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from import and export duties and any other charges imposed on personal articles and equipment necessary for the implementation of the Project, which may be brought in from abroad to or taken out of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will offer medical services and facilities for the Japanese experts and their families.

ANNEX V LIST OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director
2. Project Manager
3. Counterpart personnel of each following department;
 - (1) Environmental Monitoring Technology Department
 - (2) Pollution Control Technology Department
 - (3) Environmental Information Department
 - (4) Environmental Strategy/Policy Research Department
 - (5) Environmental Education/Public Awareness Department
 - (6) Joint Research Laboratory

4. Administrative Personnel (including staff for Japanese experts)
 - (1) Chief and staff of administration section
 - (2) Secretaries
 - (3) Interpreters
 - (4) Typists
 - (5) Drivers
 - (6) Security guards
 - (7) Operators and maintenance personnel for equipment
 - (8) Other staff necessary for the implementation of the Project

ANNEX VI LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities necessary for the implementation of the Project.
2. Buildings and facilities necessary for the installation and storage of the equipment provided by the Government of Japan.
3. Suitable office rooms and any other facilities necessary for the Japanese chief advisor, coordinator and other experts to take office.

27

28

ANNEX VII JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises. The functions of the Joint Coordinating Committee are as follows:

- (1) To envisage the annual work plan of the Project in line with the tentative implementation schedule formulated within the framework of the Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program of the Project based on the annual work plan;
- (3) To discuss and advise on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program of the Project for the effective implementation of the Project.

2. Composition

(1) Chairperson

Director of the Japan - China Friendship Environmental Protection Center (hereinafter referred to as "the Center")

(2) Japanese side

Chief Advisor

Senior Advisor(s)

Coordinator

Other Japanese expert(s) appointed by the Chief Advisor

Members of the missions dispatched by JICA

Resident Representatives of the JICA office in the People's Republic of China

(3) Chinese side

Representatives of the State Science and Technology Commission

Representatives of the National Environmental Protection Agency

Deputy Director of the Center

General Engineer of the Center

Head of the Environmental Monitoring Technology Department of the Center

Head of the Pollution Control Technology Department of the Center

Head of the Environmental Information Department of the Center

Head of the Environmental Strategy/Policy Research Department of the Center

Head of the Environmental Education/Public Awareness Department of the Center

Head of the Joint Research Laboratory of the Center

Head of the Administrative Department of the Center

Representatives of the Chinese Research Academy of Environmental Science

Representatives of the China National Environmental Monitoring Center

Other members designated by the chairperson

Note: Official(s) of the Embassy of Japan in the People's Republic of China may attend the Joint Coordinating Committee meetings as observer(s).

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION OF
THE JAPAN-CHINA FRIENDSHIP ENVIRONMENTAL
PROTECTION CENTER PROJECT PHASE II

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Authorities Concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Japan-China Friendship Environmental Protection Center Project Phase II as annexed hereto.

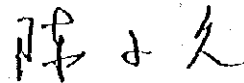
This has been formulated in connection with the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Authorities Concerned with the Japan-China Friendship Environmental Protection Center Project Phase II on the conditions that the necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when the need arises in the course of the Project's implementation.

Done in duplicate in the Japanese, Chinese and English language, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing, January 17th, 1996



Mr. Hiroshi GOTO
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation Agency,
Japan



Mr. Chen Zi - Jiu
Leader,
Implementation Consulting Team,
National Environmental Protection Agency,
The People's Republic of China

Tentative Schedule of Implementation of Japan - China Friendship Environmental Protection Center Project Phase II

Input/Physical Year	Period of Cooperation					Remarks
	1st Year	2nd Year	3rd Year	4th Year	5th Year	
1996/02 ~1996/03	1996/04 ~1997/03	1997/04 ~1998/03	1998/04 ~1999/03	1999/04 ~2000/03	2000/04 ~2001/03	
1) Long-term experts • Chief Advisor • Senior Advisor • Coordinator • Air pollution • Water pollution • Audio-visual • Pollution control technology • Environmental information 2) Short-term experts •						
1. Fields of Japanese experts						
2. Counterpart training	○	○	○	○	○	☆ shows expected time of arrival
3. Equipment	☆	☆	☆	☆	☆	☆ shows scheduled time of Survey Teams arrival
4. Survey Teams	▲	▲	▲	▲	▲	▲ shows scheduled time of Survey Teams
(Chinese side) 1. Assignment of counterparts 2. Local running costs						

20

時

关于中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作
中华人民共和国有关当局和日本实施
协议调查团的会谈纪要

日本国际协力事业团(以下简称“JICA”)组织的以后藤洋为团长的日本实施协议调查团(以下简称“调查团”),为制定中华人民共和国中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作的详细计划,访问了中华人民共和国。

调查团在中华人民共和国访问期间,就上述项目能有效实施两国政府应采取的必要措施和中华人民共和国有关当局交换了意见,进行了一系列的协商。

协商结果,中华人民共和国有关当局和调查团同意向各自的政府汇报附件中所记载的诸事项。

本纪要正本同时以中文、日文和英文各作成两套,解释上出现差异时,以英文正本为准。

一九九六年一月十七日
于北京

中华人民共和国
国家环境保护局
协商代表团团长
陈子久

日本国
国际协力事业团
事前调查团团长
后藤洋

陈子久

后藤洋

附件：

I. 两国政府间的合作

1. 中华人民共和国在日本国政府的协助下，实施中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作（以下简称“项目”）。
2. 项目按附表 I 的基本计划实施。

II. 日本国政府应采取的措施

日本国政府根据日本国现行法令，由日本国政府负担，按日本国政府技术合作计划的通常程序，通过 JICA 采取以下措施。

1. 派遣日本专家

日本国政府提供附表 II 中的日本专家的职能。

2. 提供器材

日本国政府提供附表 III 中项目实施所必需的资料、器材（以下简称“器材”）。器材在到达港口或机场以 C. I. F 额（到岸价格）移交给中华人民共和国有关当局时，即成为中华人民共和国政府财产。

3. 接收进修生

日本国政府接收与项目有关的中方进修生在日本国进行技术进修。

III. 中华人民共和国应采取的措施

1. 中华人民共和国政府将通过组织有关当局、受益集团和团体充分而积极地加入该项目，采取必要的措施，在日本技术合作实施过程中及终了之后，确保自身运营及自主性。
2. 作为与日本技术合作的成果，中华人民共和国政府将使中方所学到的技术和知识，在中华人民共和国的经济及社会发展发挥作用。
3. 中华人民共和国对于上文中 II. 1 项中的日本专家及其家属将按附表 IV 提供中华人民共和国的优惠、免税以及方便，并提供与同样任务来华的其他国专家或国际机构专家同等的优惠、免税及方便。
4. 中华人民共和国政府保证根据与附表 II 中日本专家协商的精神，在项目的实施中有效地使用上文 II. 2 项中的器材。
5. 中华人民共和国政府将采取必要的措施以保证中方进修生在日本技术进修所得到的知识及经验有效地用于项目的实施。
6. 中华人民共和国政府按照中华人民共和国现行法令，采取必要措施，由中华人民共和国政府负担以下事项：
 - (1) 附表 V 中的中方人员的职能。
 - (2) 附表 VI 中的土地，建筑物及附属设施。
 - (3) 除 II. 2 中通过 JICA 提供的器材以外，供应或者更换实施项目所必需的机械、装置、器具、车辆、工具、备品及其他零件。
 - (4) 在中华人民共和国境内，向日本专家提供因公出差时交通上的方便及北京市内的交通费用。

陈

地

(5)对日本专家及其家属合适的带家具的居住设施。

7. 中华人民共和国政府按照中华人民共和国现行法令，采取必要措施，由中华人民共和国政府负担以下费用：

(1)上文中 II.2 中器材在中华人民共和国境内的运输、安装、操作及维护所需经费。

(2)上文 II.2 中器材在中华人民共和国境内的关税、国内税金及其他财政方面的税金。

(3)项目实施所必要的全部运行费用。

IV. 项目管理

1. 项目的总负责人为中华人民共和国国家环境保护局局长，对项目运行及实施全面负责。

2. 项目的实施负责人为中日友好环境保护中心主任，对项目的运行管理及技术上诸事项负责。

3. 日方的首席顾问，就项目实施过程中的诸事项，向项目的总负责人及实施负责人提出必要的意见和建议。

4. 日本专家，就项目实施过程中必要的技术事项，向中方对等人员提出指导及建议。

5. 为了有效而成功地实施项目的技术合作，设置联合协调委员会，其功能及组成见附表 VII。

V. 联合评价

为了确认项目目标达到的程度，在(合作中期及)期间终了6个月前，由 JICA 和中华人民共和国政府的有关机关，以两国政府联合的形式实施项目评价。

VI. 关于日本专家的责任事故

中华人民共和国政府对于在中华人民共和国境内从事项目技术合作的日本专家，因执行公务或与之相关的工作中发生责任事故时，将承担与该责任事故相关的责任。但是，由于日本专家的故意或重大过失而发生的责任事故，不在此限。

VII. 相互协商

两国政府就该附件及与此相关问题上出现的各主要事项，进行相互协商。

VIII. 促进对项目的理解和支持

中华人民共和国政府为促进中华人民共和国人民对该项目支持，将采取适当的措施向中华人民共和国人民对项目进行宣传。

IX. 合作期间

以该附件为依据的项目技术合作期间，为1996年2月1日开始之日算起的五年。

陈

地

附表 I. 基本计划

1. 项目的目标

(1) 最终目标

使中国的环境问题得到改善。

(2) 项目目标

发挥中日友好环境保护中心在中国环境领域中的研究、培训、监测方面的指导性作用。

2. 项目的成果

(1) 确立中日友好环境保护中心的运行体制。

(2) 实现环境监测技术标准化, 扩大研究成果。

(3) 扩大大气、水、固体废弃物方面的公害防治技术的研究成果。

(4) 进行环境信息的收集、储存、解析、评价。

(5) 进行环境领域战略性的政策建议。

(6) 实施与环境保护有关的管理及技术人员的培训, 开展面向一般民众的环境教育活动。

(7) 完善在环境问题上与国内外进行共同研究的体制。

3. 项目的活动

(1)a. 完善组织机构、配置适当人员

b. 完善设施、器材的维护管理的体制

(2)a. 研究分析方法, 进行采样分析

b. 进行分析方法的质量控制, 编制分析手册

c. 进行环境监测技术领域的研究

(3)a. 选定大气、水、固体废弃物公害防治技术领域的研究课题, 制定研究计划

b. 进行大气、水、固体废弃物公害防治技术领域的研究

(4)a. 制定环境信息数据库系统的计划

b. 开发环境信息方面的基础软件、网络

(5)a. 分析、评价、研究现有的环境有关法律标准及环境管理体制

b. 就环境有关法律标准及环境管理体制提出建议方案

(6)a. 制定环境保护有关的培训计划

b. 拟定教程、教材, 训练培训教员

c. 开展培训活动

d. 组织编写、推广环境领域的一般性教育材料

(7) 完善在环境问题上与国内外进行共同研究的体制

4. 日本国的技术合作

日本国政府对中华人民共和国政府实施上文3中所列举的活动给予协助。

陈

王

附表 II 日本专家名单

1. 长期专家

- (1) 首席顾问
- (2) 高级顾问
- (3) 业务协调员
- (4) 以下技术领域的专家
 - a. 大气污染
 - b. 水质污染
 - c. 音像
 - d. 公害防治技术
 - e. 环境信息

(注) 高级顾问在必要时可以兼任上文中的任何技术领域的专家。

2. 短期专家

关于短期专家的指导领域、人数及期间，将考虑项目的进展情况，按日本各财政年度经中日双方协商后决定。

陈

物

附表 III 器材清单

1. 环境监测技术领域所必要的器材
2. 公害防治技术领域所必要的器材
3. 环境信息领域所必要的器材
4. 环境战略及政策研究领域所必要的器材
5. 环境技术交流及公共教育领域所必要的器材

(注) 1. 上述器材, 只限于日本专家为进行专业领域的技术转让所必要的器材。

2. 上述器材的型号、规格及数量, 将按日本的各财政年度根据日本方面的预算, 经中日双方协商后决定。

陈

86

附表 IV 给予日本专家的优惠

1. 中华人民共和国政府免除由海外汇给日本专家及其家属的报酬的所得税及与此相关的其他税金。
2. 中华人民共和国政府免除日本专家及其家属入境或出境时携带的个人用品或与业务相关的器材的关税及其他税金。
3. 中华人民共和国政府对日本专家及其家属，提供医疗上的方便。

陈

地

附表 V 中国方面的对等人员及办事机构工作人员名单

1. 项目总负责人
2. 项目实施负责人
3. 以下部门的对等人员
 - (1) 环境监测技术部
 - (2) 公害防治技术部
 - (3) 环境信息部
 - (4) 环境战略及政策研究部
 - (5) 环境技术交流及公共教育部
 - (6) 开放实验室
4. 办事机构工作人员(包括在日本专家室配置的职员)
 - (1) 管理部门的负责人及工作人员
 - (2) 秘书
 - (3) 翻译
 - (4) 打字员
 - (5) 司机
 - (6) 警卫
 - (7) 器材运行维护人员
 - (8) 其他工作人员

陈

书

附表 VI 土地、建筑物及附属设施清单

1. 项目实施所必要的用地、建筑物及附属设施
2. 安装及保管日本国政府提供的器材所必要的建筑物及附属设施
3. 首席顾问、业务协调员及其他专家需用的适当的办公室及必要的设施

陈

功

附表 VII 联合协调委员会

1. 职能

联合协调委员会具有如下职能。并且至少每年召开一次会议，必要时可以随时召开。

- (1) 按照在本会谈纪要(R/D)框架中制定的暂定实施计划，制定项目的年度计划。
- (2) 以年度计划为基础，研究技术合作整体的进展情况，为项目的有效实施提出意见及建议。
- (3) 就技术合作计划中出现的或与技术合作计划相关的主要事项进行协商、交换意见。

2. 构成

(1) 主任委员

中日友好环境保护中心主任

(2) 中国方面

国家科学技术委员会代表

国家环境保护局代表

中日友好环境保护中心副主任

中日友好环境保护中心总工程师

中日友好环境保护中心环境监测技术部长

中日友好环境保护中心公害防治技术部长

中日友好环境保护中心环境信息部长

中日友好环境保护中心环境战略及政策研究部长

中日友好环境保护中心环境技术交流及公共教育部部长

中日友好环境保护中心开放实验室代表

中日友好环境保护中心行政管理部长

中国环境科学研究院代表

中国环境监测总站代表

其他由主任委员特别指定的人员

(3) 日本方面

首席顾问

高级顾问

协调员

首席顾问特别指定的专家

JICA派遣的调查人员

JICA中国事务所代表

* 日本驻中国大使馆官员可以作为观察员出席联合协调委员会。

附

附

关于中日友好环境保护中心项目第二阶段 技术合作的暂行实施计划

中华人民共和国有关当局和日方实施协议调查团，共同制定了如附件所示的中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作的暂行实施计划。

该暂行实施计划，是根据中华人民共和国有关当局和日本实施协议调查团所同意的会谈纪要而制定的，该会谈纪要的前提是中日双方能够确保中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作实施所必要的经费。本计划在项目的实施过程中，若有必要，可以在协商纪要的范围内进行变更。

本计划正本同时以中文、日文、英文各作成两套，解释时出现差异时，以英文正本为准。

一九九六年一月十七日
于北京

中华人民共和国
国家环境保护局
协商代表团团长
陈子久

日本国
国际协力事业团
实施协议调查团团长
后藤 洋

陈子久

后藤洋

中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作暂行实施计划

投入/年度	96.2~96.3	1996.4~1997.3	1997.4~1998.3	1998.4~1999.3	1999.4~2000.3	2000.4~2001.1	备注	
年次	第一年	第二年	第二年	第四年	第五年			
合作期间	96.2.1						2001.1.31	
(日本方面) 1. 派遣日本专家的领域 2) 长期专家 · 首席顾问 · 高级顾问 · 业务协调 · 大气污染 · 水质污染 · 音敏 · 公平贸易技术 · 环境信息 3) 短期专家							· 虚线表示领域的派遣时期 · 粗线表示中日双方协商决定	
	2. 接收进修兰	○	○	○	○	○		
	3. 提供器材	☆	☆	☆	☆	☆		
	4. 派遣调查团	▲ 讨论计划		▲ 巡回指导 (中间评价)		▲ 评价		
	(中国方面) 1. 配备对应人员 2. 负担当地经费							

附

附

关于中日友好环境保护中心项目第二阶段技术
合作会谈纪要的备忘录

中华人民共和国有关当局和日本实施协议调查团经过协商达成一致意见，签署了关于中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作(以下称“项目”)会谈纪要(以下称“R/D”)。

为了明确R/D中所规定的若干特定事项，在附件中记录了双方相互理解的内容。

一九九六年一月十七日
于北京

中华人民共和国
国家环境保护局
协商代表团团长
陈子久

日本国
国际协力事业团
实施协议调查团团长
后藤洋

陈子久

后藤洋

附件：

I. 项目的管理

1. 调查团说明了在实施日本的项目方式技术合作时，为了进行高效的、有成果的项目运行管理及评价，通常引入项目设计矩阵(PDM)。

双方商议的结果，在理解如下内容的基础上，同意在本项目中引入PDM。本项目的PDM如附表1所示。

(1) PDM明确了对项目方式技术合作上的认识，是体现达到项目目的逻辑步骤的矩阵。

(2) PDM在R/D的范围内作成，是在双方同意的前提下，可以根据项目的进展情况灵活地加以调整的项目设计矩阵。

2. 项目的组织

(1) 双方确认了附表2中的项目实施体制。

(2) 为不影响项目实施，调查团请中方尽快地确立本中日友好环境保护中心的组织、人员体制，中方对此表示理解。

(3) 关于R/D附表IV.2, 中方表明中日友好环境保护中心主任的职位在该中心落成时设置，所以从R/D生效到该中心落成期间，该中心筹建办公室主任具有实施负责人的职责，调查团对此表示理解。

3. 中日友好环境保护中心的经费预算

为不影响项目的实施，调查团请中方尽快地确保并执行中日友好环境保护中心的经费预算。中方对此表示理解。

II. 中方的对等人员

调查团希望将项目第一阶段的中方对等人员仍作为项目第二阶段的对等人员给予配置。中方对此表示理解。并且，调查团希望在日本专家所派遣的领域要配置专职的对等人员，中方对此表示理解。

III. 接收进修生

双方明确了在接收进修生的人数、期间及进修内容方面，将按日本的各财政年度，考虑项目的进展情况，由中日双方协商后决定。

IV. 提供器材

双方明确，中日友好环境保护中心的活动所必需的器材，原则上已由无偿资金合作提供。R/D附件的附表III中的器材，是属于补充器材和现场实习用的器材。并且，确认了在项目第一阶段日方提供的器材，继续在第二阶段的活动中使用。

V. 今后的计划

1. 调查团希望尽快完成中日友好环境保护中心设施中的中方承担工程，对此中方表示理解。

2. 派遣长期专家

调查团表明了将在1996年2月派遣日本专家中的首席顾问、协调员、音像领域的长期专家的意向。中方对此表示理解，并

下

物

且表明，与之有关的申请书(A1表)，将在1996年1月31日之前向日方提出。同时，中方还表示将在适当时期向日方提出其他长期专家的派遣申请书。

VI. 其他

1. 在R/D附件 III-6(5)中所述的关于“合适的带家具的居住设施”一项，中方提出，从中日友好环境保护中心的现状来看，因为尚不具备提供带家具的日本专家居住设施的能力，所以提供有一定困难。调查团表示理解，同意日本专家的居住由日方来负担。并且，双方明确，中方尽可能地在居住方面为日本专家争取方便。
2. 关于R/D附表 IV.2中的“个人用品”，双方一致认为是包括日本专家及其家属因个人使用从国外带进的家庭用具。
3. 关于R/D附表 IV.2中，调查团提出希望减免日本专家及其家属带入私人汽车的关税和其他税金，中方表明了将继续努力争取的意向。
4. 双方明确，根据R/D附件 II-1派遣的日本专家，在中华人民共和国进行技术转让时使用的语言为日语，中方配置适当的翻译。
5. 关于R/D附件 III-6(4)，中方表明，从项目的开始日期起，提供日本专家在北京市内交通所必需的车辆。
6. 关于对开放实验室的合作，调查团表明将以在开放实验室配备的中日友好环境保护中心专职工作人员为前提，只限于对该中心工作人员(中方对等人员)进行技术转让，中方对此表示理解。
7. 调查团表明，日方对合作范围以外的开放实验室的活动内容，也希望经常了解，关于活动内容的联络方法等细节，中日双方同意日本长期专家派遣之后双方进行协商。
8. 调查团表明，关于对环境战略及政策研究部的合作，希望以对中国的环境有关法律标准及环境管理体制方面的分析与评价工作提出建议作为内容，中方对此表示理解。

陈

功

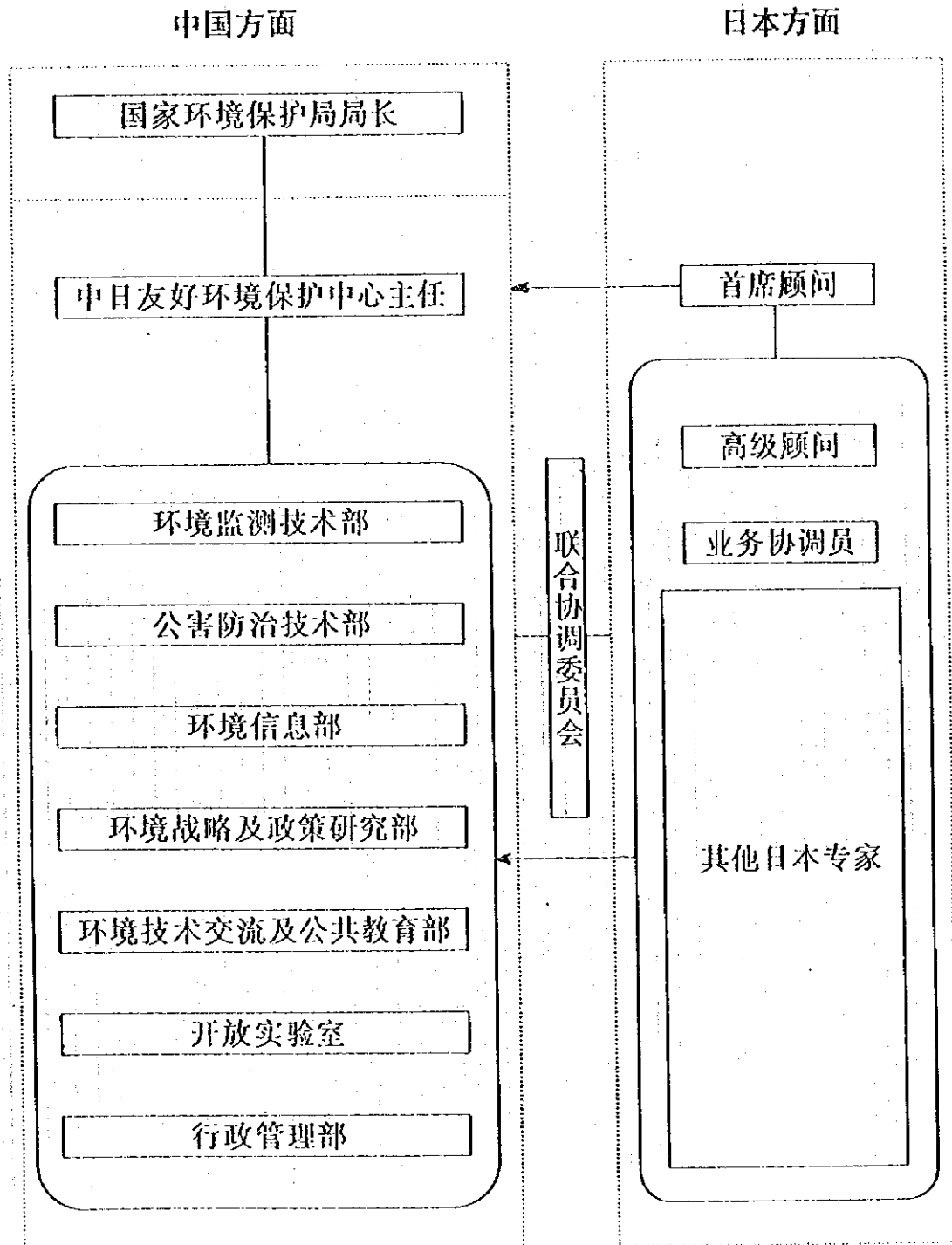
附表 1

中日友好环境保护中心项目第二阶段技术合作项目设计矩阵

项目	目的	要点	指标	指标	评定办法	重要的外部条件
<最终目标> 使中国的环境问题得到改善	<项目的目标> 发现中心在中国环境领域中的研究、培训、监测等方面的指导性作用	<成果> 1. 确立中心的运营体制 2. 环境监测技术的标准化、扩大研究成果 3. 扩大大气、水、固体废物污染的公害防治技术的研究成果 4. 进行环境信息的收集、储存、解释、评价 5. 进行环境领域的危险性政策建议 6.1 使普通大众得到环境知识 6.2 在中心完成实施进修的音像教材 6.3 培养各领域的环境技术人员、管理人员 7. 完善在环境问题上的与国内外进行共同研究的体制。	· 与其他机构相比，发表的研究论文、学位论文数量 · 向其他机构提出的建议、研究报告次数 · 环境信息的数据库化水平 · 法规、政策建议在行政管理上的反映 · 提供信息的利用情况 · 进修生的技术学习情况	中国环境年鉴 学会论文集 中心年报 进修生的意见听取会议 接收信息机关的意见征询	· 中国环境监测保护的效果 · 其他方面对中国环境保护行政上的合作 · 准备有关环境保护的差别设施	
<体制> 1.1. 筹备组织机构，配备适当人员 1.2. 筹备设施，筹备管理体制 2.1. 进行分析研究的研究 2.2. 进行政策分析 2.3. 进行分析研究的质量控制 2.4. 制作分析手册 2.5. 实施环境监测领域的研究 3.1. 选定在大气、水、固体废物污染方面的研究题目 3.2. 制定在大气、水、固体废物污染方面的研究系列 3.3. 进行在大气、水、固体废物污染方面的研究 3.4. 制定环境信息管理系统计划 4.1. 收集、整理环境信息 4.3. 开发环境数据库 4.4. 开发环境信息的数据库	<教育> 5.1. 分析、评价、研究现状的环境有关设施和环境保护 5.2. 对环境有关设施和环境保护管理体制改革进行考察 6.1. 制定一般教育的培训计划 · 制作、分发、出版一般教育用手册、教材、小册子 · 举办一般教育研究会 6.2. 与各部门商，制定培训教材的制作计划 · 制作培训教材 6.3. 与各部门商，制定培训计划 · 与各部门商，开展培训教育 · 与各部门商，训练培训教员(CR) · 与各部门商，选拔进修生人员 7. 完善在环境问题上的与国内外共同研究的体制	<教育> · 人员的信息情况 · 设施、设备的维护管理状况 · 中心的年报表作数量 · 学位论文数量 · 研究手冊、学会论文集数量 · 研究报告数量 · 数据库数量 · 技术开发数量 · 接收信息的收集情况 · 教学开发情况 · 网络建立情况 5. 教材、政策建议报告的数量 6. 宣传材料、视听资料的制作数量 · 研讨会、学习班的次数 · 教材开发数量 · 培训班举办次数 · 进修生人数 7. 研究报告、学会论文集数量 · 政策建议数量	· 中心职员：暂定约250名，最终定为400名 · 中心运行费：设施、器材的维护管理费用、人员费用、研究费用 · 目标：长期专家：约8名 · 短期专家：每年约9名 · 接收进修生：每年约5名 · 提供经费：合计约1.25亿日元	· 接受技术转让的CR、继续在中心工作 · 地方监测站向中心提供环境信息 · 地方监测站的提供方面能够得到地方通信、行政部门、其他部门的合作	<前提条件> · 中心作为中国政府认可的独立机构成立 · 中心运营时，能够得到中国环境保护研究资源的支持	

附表 2

实施体制



陈

地

4. プロジェクト実施上の留意点

4-1 中国側実施体制

(1) センターの人員配置及び予算措置

標記に関し、中国側から以下の通り説明があった。

センター予算として、環境監測総站、環境科学院が持ち込む分のほか、300人分の人件費を財政部から確保できる見通しである（解環保局長より全浩総工程師に対する発言による）。研究費については、環保局に申請中の分、社会サービスによる自己収入、国家科学技術委員会に申請中の500万元、環境監測総站、環境科学研究院が従来から行っている委託研究等により措置したい考えである。環境情報部、公共教育部については、その前身がないので予算措置が厳しくなる可能性がある。

人員は、環境監測総站150人、環境戦略研究所30人、環境科学研究院40人、センター準備弁公室50人程度が異動してくる予定であり、270名程度が確保できる見込みである。

(2) センター施設の工事進捗状況

センターの建物建設、機材の据えつけ、試運転、検収、トレーニングなどは、ほぼ終了している。建物、機材ともに完工証明は出されているが、最終検査を受ける機材がいくつか残っている。現時点の問題としては、11台供与される車両のうちの1台に関し、長時間の保管のためサスペンションに問題が出たためサスペンションを交換したところ、施工側より、新品とは認め難いとのクレームがでており、コンサルタントの方で折衝中である。

消防施設に関する問題に関しては、半固定消防施設を10室、ハロゲン消火器を64室に設置することで、北京市消防局と合意しており、右施設の据えつけ調整を96年3月までに行い、4月に消防当局の検査を受ける予定である。なお、検査までの期間の建物の使用は問題ないとのこと。（山下設計からの情報による）

中国側担当工事に関しては、専門家宿舎（日本人専門家の宿舎ではない、96室186ベッド）は既に、6層の構造体が完成しており、外壁仕上げは96年4月、内装仕上げは96年5、6月になる見込みである。構内の道路に関しては、ほぼ完成しており、植栽に関しては今春着手する予定となっている。守衛所、外壁については、開所式までには終了させたい意向である。また、公害防止技術部の周辺敷地の整備、植栽も開所式までに終了させるとのコメントがあった。中国側負担による、センター本部、公害防止技術部、研修生棟（76室152ベッド）への家具類は3月に予定されている。

(3) 環境監測総站の移動について

標記に関し、環境監測総站、魏副站長及び全浩総工程師から以下のとおり説明があった。

環境監測總站に関しては、春節前後をめどにセンターに移動することになる。センターとの組織関係、行政、機能が従来どおり残るかどうかについては、環保局の決定事項であり、現段階では説明はできない。ただし、環境監測總站は環保局の技術的な支援機関であり、地方の監測站に関しては、従来のとおり、環保局の名前で指導などを行うことになる。したがって、センターの名前で地方監測站に対する行政権限を行使することはない。）

(4) 技術協力に関する輸入関税減免の廃止について

中国側から、95年12月29日付の解放日報の手交があり、中国政府は96年4月1日から経済技術協力として輸入する貨物に対する関税の減免にかかる規定を廃止する予定があると書かれているので、無償資金協力に関し調達が遅れている機材については、3月までに納入願いたい旨の依頼があった。これに対し、本プロ技に関する供与機材、専門家私物に関しては、R/D上の文言どおりの実施を依頼した。

なお、本件に関しては、大使館にて中国政府に対し、無償、技協、有償を含め包括的に交渉を始めているところである。

4-2 センター開所式

開所式日程に関し、中国側から5月3日または4日を候補として中国外交部が日本側と調整している旨の説明があった。

また開所式に向けた関連行事準備等として以下の行事等を計画しており、開所式を成功裏に実施することを最重要課題とする観点から、JICAに対し、以下の各項目のうち対応可能な部分に関する協力が要請表明された。

- (1) センター・パンフレットの作成
- (2) 論文集の発行（中国環境科学誌への特集号として）
- (3) プレシンポジウムの開催（環境教育をテーマとし、50～100人規模、3月15日、16日開催で計画中。新組織の下、開所式でのシンポジウム開催に中国側が予行演習をするという目的もある）
- (4) 来賓用応接セット
- (5) 人民大会堂での招宴
- (6) 開所式のプログラム、配布資料の作成
- (7) 開所式参加者への記念品

これに対し、調査団から、プロ技としてはパンフレット、論文集に関する協力は可能であるが、それ以外の部分に関しては対応困難である旨述べるとともに、開所式の全体計画、日本側への協力依頼事項等を外交ルートで正式に伝え、要請することを求めた。

また、環境庁 我妻団員は、5月5日以前に開所式を実施することとした場合、環境庁の出席予定者のスケジュールに不都合が生じることから、外交ルートを通じて日本側とすりあわせの上、再度検討願いたい旨、中国側に対しコメントした。

さらに、中国側から、現在、国务院で設置を検討中である日中環境フォーラムに関し、開所式のシンポジウムに合わせて実施することも検討中である旨表明があった。これに対し、調査団からフォーラムは日中双方の環境問題に関する情報交換の場であり、その分野の権威を招くシンポジウムとは性質が異なるので、同時開催は適当ではないとの意向を表明した。

4-3 平成7年度、8年度計画

(I) 各部の活動・投入計画

1) 環境監測技術部

環境監測技術部については、基本的には従来の環境監測総站の機能がセンターに移転するとされていることから、フェーズIIの実施に伴って生じる追加的業務に関する分を除き、基本的な職務の規定、人員、予算などの問題は少ないものと考えられる。

環境監測技術部の平成7、8年度の活動の方向として、調査団からは以下の点を暫定的に提案した。すなわち、全体としての基礎固めを重視するという方針を踏まえ、PDMに記載された活動について、

- a) 2-1 (分析手法の検討を行う)、2-2 (サンプリング分析を行う)、2-3 (分析手法の精度管理を行う) を最優先の課題とし、監測技術の基礎をより強固なものとする
- b) 2-4 (分析マニュアルを作成する) には着手する
- c) 2-5 (環境監測分野の研究を実施する) については、研究テーマの選択、実施計画の策定などの検討を行う

ことを提案した。

中国側(環境監測総站 魏 復盛 副站長)は、基本的に上記提案に同意した。その上で、平成8年度前半については、組織の制度、機能の基本固めを優先する。年度後半以降については、中国としての将来的な総量規制(大気分野; SO_x、煤塵、水質分野; COD、油分等)の導入を念頭に置いた分析体制を整備していきたいとした。

また、体制整備に関連して、通常的分析業務に加え、従来、環境監測総站で行っていた環境関連紛争での分析証明等の業務(自己収入源となる)を新しいセンターで行うためには、センターの実験室の機能について国家承認を受ける必要があり、その準備に職員の訓練等で3~4ヵ月を要するとの発言があった。

さらに、研修生の派遣について、

- ① 環境監測技術部は5年間で5名程度を派遣したい
- ② 日本語ができる職員が少ないため、英語で研修を受けたい

旨、表明された。

なお、魏 復盛 副站長の基礎重視の方針と、全 浩総工程師（センター開所時には開放型実験室担当と予想される）の先端研究指向の間には若干の食い違いが見られ、今後調整を要すると考えられる。

2) 環境情報部

環境情報部は基本的に新規の機能であり、既存の組織の人員や予算を継承するものではない。中国側（センター 程 子峰 副主任）は、人員、予算は確保できるとしたが、現時点で確定ではない模様であり、その他の以下にみる問題とともに日中双方の早急な対応が必要となろう。

環境情報部の平成7、8年度の活動の方向として、調査団からは、

- a) 地方の拠点とのデータ接続への対応および、PDMの活動の内、4-1（環境データベースシステム計画を策定する）を優先する
 - b) 4-2（環境情報を収集・整理する）、4-3（環境情報にかかる基礎的なソフトを開発する）、4-4（環境情報にかかる基礎的なネットワークを開発する）については着手する
 - c) 環境データベースシステムの概念・デザイン設計は中国側で行う
- の3点を暫定的に提案した。

程 子峰 副主任は、基本的に上記提案に同意した上で、現状の問題として、センターのメインフレーム・コンピュータのOSの問題（中国側の表現）を提起した。

それによると、従来提起されていた地方の観測拠点に世銀の支援で導入されてきたワークステーションとセンターのメインフレーム・コンピュータの接続問題に加えて、センター自体の端末からメインフレーム・コンピュータに対して、センターで制作したプログラムをかけた場合に正確な文字及び記号の出力が出来ない場合があるとのことである。

同副主任によれば、地方の観測拠点との接続の際も、センターで制作したプログラムの場合も、入出力データは中国語と英数字の混合情報とのことであり、センターのメインフレーム・コンピュータの中国語インターフェースの再検討等を含め、コンピュータ分野の専門家による十分な検討が必要と考えられる。

3) 環境戦略・政策研究部

環境戦略・政策研究部は、基本的に既存の環境戦略研究所を継承するものとされ、その人員や予算を継承するとされており、フェーズII実施に伴う新規業務に関するも

のを除き、人員・予算面の基本的問題は少ないと考えられる。

中国側（全 浩 総工師）から

- a) 中国の経済発展に伴って生じる、経済発展と環境保全の両立に関する問題の分析と政策提言を本研究部の主要課題とする
- b) 従来、このような政策立案は、個別案件ごとに、環境保護局から大学の個別の研究者に分析を依頼して処理してきたが、センター開所後は環境保護局としてもセンターでの一括処理を期待している
- c) 具体的には、日本の環境管理政策の経験に学びたいとの発言があった。

調査団からは、日本の協力として中国側の環境関連法令・基準および環境管理体制を分析・評価する活動について助言する内容としたい旨表明し、中国側もこれを了承した。

4) 環境技術交流・公共教育部

環境技術交流・公共教育部も既存の前身機関が存在しない新規の組織であるため、予算・人員の確保が懸念される。

環境技術交流・公共教育部の平成7、8年度の活動として調査団からは、

- a) PDMの活動の内、6-1（一般教育活動）、6-2（研修用機材作成活動）、6-3（研修実施活動）のカテゴリーとも最初の項目、すなわち、今後の活動の計画づくりを最優先の課題と考える
- b) 同時に、6-1、6-2、6-3とも2番目の項目の活動、すなわち、パンフレット等資料、教材、カリキュラムの作成に着手する
- c) また、6-1の3番目の項目の活動である一般教育用セミナーについては開催の方向で検討することとしたが、中国側から開所式の予行演習として示された96年3月予定の環境教育セミナーについての協力は留保する
- d) 他の項目についてはとりあえず着手の方向で検討する旨を表明した。

中国側（欧陽 訥 副総工師）は、業務の基礎の確立を優先する旨表明した後、研修業務については、環境保護局自体、中国国内の他の機関で行われている研修・環境教育業務をセンターに統合していく方針であること、また、経費については研修等の場合には参加者から実費を徴収することでまかないたい旨を表明した。しかし、業務に関しては、国内各機関との調整は未了である他、研修等の実費徴収についても、教材等は可能であっても、サービス部分の経費徴収は容易ではないとみられる。

5) 開放型実験室

開放型実験室について中国側（全 浩 総工師）は

- a) 将来的に、予算的に優遇される国の重点実験室に指定されることを目指す
- b) 開放型実験室には、監視部等センターの他の部および外部の職場と兼務することのない、専任の研究者がカウンターパートとして配属される
- c) 開放型実験室で行う研究は

- * 中国政府の重点課題の研究
- * 国内外との共同研究
- * 日中環境保全協定等による共同研究

であり、重点研究については、センター内、国内での重複を避け、開放型実験室に集中して効率化する

- d) 予算的には、外部（中国政府を含む）から委託等の形で研究費を調達するほか、センター予算からも事務経費を支出する

等の考えを示した。

これに対して、調査団からは、

- ① センターが使う経費には、外部からの委託等の研究に伴う経費、自前の予算等の区分があるが、これらが混同されることがないように管理の徹底を願いたい
- ② 日中環境保護協力協定等による水平協力とJICAのフレームによる協力の区別を徹底すると同時に、人員等の資源の有効活用のため、センターで行われる研究は相互に関連したテーマである必要がある
- ③ 酸性雨のモニタリング等の継続的業務については、経費的に不安定な開放型実験室で行うことは必ずしも適切ではないことが懸念され、環境監視部等の継続的組織の活用を工夫してはどうか
- ④ 開放型実験室への協力は、専任のセンター職員が配置されることを前提として、このセンター職員に限定して技術移転を行うこととしたい
- ⑤ 開放型実験室の活動全体について日本側としても承知しておきたい

等の考え方を提案した。

6) 公害防止技術部

公害防止技術部の活動については、中国環境科学院の周副院長等との個別協議を通じて、次のことを確認した。

公害防止技術部の研究テーマは、「循環流動床燃焼技術の研究」「脱硫・除塵技術の研究」「水汚染抑制技術の研究」「都市ゴミのメタンガス利用技術の研究」「廃棄物の償却・環境安全評価技術の研究」「車の汚染抑制技術対策の研究」の6つが予定され

ている。

これらの研究を行うのに必要な研究予算については「自動車排ガスの研究」「脱硫技術の研究」「水処理技術の研究」の3テーマが第9次5ヵ年計画のプロジェクトとして予算が認められる見通しである。9・5計画のプロジェクトとして予算が認められると、5年間の研究予算が確保されることになるので、その間は安定的に研究を行うことが可能である。また、「自動車排ガスの研究」については、世銀のローンが決定しており、これを活用した研究も予定されている。

このため、これらの研究テーマについては、認可された予算に基づいて研究実行計画の詳細、すなわち年度別の研究実行計画と具体的な研究目標を立て、それを実行していくことになる。なお、予算額が判明するのは本年の7月ごろの見込みで、現時点では数10万元程度になるのではないかと見込まれている。

一方、その他の研究テーマについては、研究予算の確保のめどはたっていない。センターが96年度予算として科学技術委員会等からもらう予定の研究経費は、本部で行われる研究のみで、公害防止技術部の研究テーマは含まれていない。

このため、当面、他局・部や民間企業との共同研究、委託研究の可能性を検討し、予算申請等必要な手続きを行って、研究予算を確保することが必要不可欠であり、公害防止技術部の実験プラント等のPRを積極的に行っていきたいとの考えが示された。

また、模擬実験棟に設置された6つの実験プラントについては、運転費用のみならず維持管理に多額を要するので、これらの運転・維持管理に支障を生じないように中長期的に所要の予算を確保するよう要請した。

公害防止技術部に対する協力の内容については、当方より公害防止技術部のシニアアドバイザーを4月に派遣する用意がある旨説明し、中国側の上承を得た。

しかし、その他の協力については、公害防止技術部の部長が着任した以降でないと決められないとのことから、具体的な打ち合わせは、公害防止技術部のシニアアドバイザーが派遣されてから行うこととした。現時点での希望としては、長期専門家（公害防止技術分野）については、予算の見通しが確実な自動車排ガスの専門家が望ましく、短期専門家については、2～3週間程度の期間で、講義のほか、研究室での研究指導を期待、研修生受入れについては、5年間で8人程度、期間的には半年以上を希望したいとのことであった。

なお、これらに関連して公害防止技術部における受け入れ体制として、特に車を確保するよう要請したが、予算確保が困難であるとの回答であった。

(2) 平成7年度及び8年度協力計画に関する総括及び留意事項

1) 96年5月上旬に予定されている開所式までの中国側の準備スケジュールについては

①センターに設置する机、椅子、ソファー、電話等の執務用インフラ備品を3月中に注文し、4月中に付設する ②4月中には研究者及び職員を配置し防災訓練も含めて実際の仕事に取りかかる準備をするとの説明があった。R/Dの署名を受けて中国側はチーフアドバイザー、業務調整員、視聴覚専門家の派遣要請手続きを早急に行うので、専門家は早く着任してほしいとの希望が出された。3名の専門家の着任が3月上旬と仮定して平成7年度の協力は開所式に向けての中国側の準備に対する助言及び日本側との連絡・調整が主なものになると予想される。

開所式用のパンフレットの作成及び中国環境科学院研究誌における記念論文集の発刊へわが方が経費面で協力する場合、本件パンフレットの作成の指導及び現地業務費の執行・精算の業務も出てくるので、チーム内の現地業務費執行管理体制を早急に整備する必要がある。

2) 電話、ファクシミリ、コピー機等の専門家執務用のインフラの整備はR/Dの上では中国側で行うこととなっているが、現実の問題として中国側の予算も相当窮迫しているのが実態であり、また、専門家の執務場所が2ヵ所になる関係から、中国側の措置が遅延する場合は専門家の業務の円滑な遂行の観点からも、公害防止技術部に配属される専門家の執務室の備品は、わが方の経費で整備せざるを得なくなる恐れも出てくると思われる。そのためには平成7年度の予算で電話機、ファクシミリ、コピー機の現地購入のための予算を確保する必要がある。

3) センターの活動が本格的に開始されるのは96年5月の開所式を終了してからとなるものと思われる。調査時点で中国側は、各部の機構、人員、責任者、活動・運営予算等について具体的な回答をできるまで、環境保護局等国务院関係機関との詰めができていなかったため、各部の活動計画の詳細を協議することができなかった。従って、平成8年度の各部の活動計画はシニアアドバイザーの着任後、中国側の予算、要員、機構等が具体的に決定されるのを待って協議・決定されることになるので、詳細な活動計画が決まるのは7月ごろになると思われる。

4) センター各部の研究活動のテーマについては、中国側の各部の責任者、予算のめども明らかでない状態であったため、今次調査で協議することができなかったが、前回の長期調査で中国側が取り組みたいとして希望した研究テーマもこれであり、中国側の一部には初年度から意欲的に研究テーマに取り組み、成果を早めにだし、センターのPRに資したいとの希望もあった。しかし、平成8年度はセンターとしての機能の基礎固めをするために専念することが重要であろうと考える。具体的には①センターの各部・各科の業務内容、責任者、C/Pの確定、②施設、機材の維持管理体制の確立、③センターの活動は精度を要求されるものであるとともに、有害・危険な物質を

扱うことからセンターの活動全体について試業等の取扱・管理方法の確立、センターから出る廃棄物の適正処理の確立のための活動を優先する必要がある。

以上の観点から、平成8年度は中国側の活動予算の確保状況を勘案しながら、予算的にも物理的にも無理のない活動計画を策定する方向で中国側と実務的に協議する必要がある。特に無償資金協力で供与された膨大な数量の試験・分析機器の取り扱いに必ずしも完全に習熟しているとは思われないので、この分野の指導のために短期専門家の派遣も必要となるものと考えられる。

- 5) 環境情報部に設置された計算機システムについて、中国側が世界銀行のローンで全国の主な省市に導入中のSUNのワークステーションとセンターに導入されている日立製のメインフレームとの接続に問題があると、調査団出発前に報告されていたので、中国側と対応策を協議したところ、本件の問題のほかに、センターに導入された端末としてのパーソナルコンピュータとメインフレームとの間の中国文による出力が円滑に行われない場合がある旨の問題提起があった。日立製のメインフレームに中国語のインターフェースが組み込まれているのか、あるいは中国側におけるプログラムに問題はないのか等の原因について、今回の調査では専門的な見地から協議することができなかった。

センターは中国における環境観測データの一元管理の役割を担っているので、地方の観測局とセンターのコンピュータとの接続及びSUN WSと日立製のメインフレームとの互換性を確保すること及び中国文による出力の確保は緊急の課題である。無償資金協力で供与されたコンピュータは当初中国側の要請した仕様を満たしており、プログラムのメンテナンスは中国側の責任で行われるべきであるが、コンピュータ・システムが正常に稼働することが技術移転の前提条件となる。については、これらの問題の現実的な対応策を調査し、環境情報部に対する詳細な協力計画を協議するために、コンピュータの専門家からなる調査団あるいは専門家集団を、年度の早い時期に派遣する必要がある。

